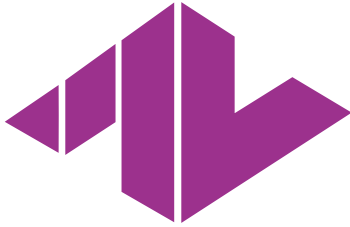


都留

市議会だより



第139号 平成18年5月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : gikai@city.tsuru.lg.jp



集団下校風景（谷村第一小学校）

42	41	38	34	31	29	25	20	17	12	9	2	2		
議会日誌	人事案件	各研修後記	小林 義孝議員	杉山 肇議員	梶原 清議員	国田 正己議員	谷垣 喜一議員	小俣 武議員	奥秋くに子議員	小倉 康生議員	一般質問	3月定例会	市長所信	3月定例会

目次

平成十八年 三月定例会

三月定例会会期日程

- 3月3日本会議(開会)
- ◎会議録署名議員の指名
- ◎会期の決定
- ◎提出議案の市長説明並びに所信表明
- ◎専決処分報告
- ◎議案審議
- ◎議案の委員会付託
- 3月9・10日 本会議
- ◎一般質問
- 3月13日 総務常任委員会
社会常任委員会
- 3月14日 経済建設
常任委員会
- 3月23日本会議
- ◎委員長報告
- ◎議案審議(閉会)



小林 義光 市長

市長の所信表明

本日、平成十八年三月都留市議定会例会を招集いたしましたところ、議員各位におか

れましては、ご出席まことに苦勞様でございます。また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げます。併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

日本は今、戦後六十年という大きな節目にあり、これまで我が国の発展を支えてまいりました様々な制度や社会の仕組みが、ほころびを見せ始め、明治維新以来百三十年余り続いて来た、中央集権型社会がその役割を終えようとしております。

国の一元的管理体制であった「日本のかたち」を、大きく変えようとするうねりの中で、国や地方自治体のみならず社会全体が、否応なく改革と変革を迫られる時代に突入しております。

これからは、成長型社会における「全国一律の均衡ある発展」は、目指すべき指標ではなく「多様性と個性」を、新しい地域創造の目標としなければ生き残ることは出来ません。

このため、基礎的自治体である我々は、真の自主・自立性の確立を目指し、地域力と自治力を最大限に発揮することにより「国の中の地方」から、「地域の集まり」としての地方へと、基軸の転換を行い、地域自らが地域を治めるといふ考え方に立ち、多様な価値観が生むダイナミズム

と創造を基本に、新しい時代に合った地域住民主権の「地域自治」を確立していかなければならないと考えております。

本市では、「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」を、三つの目指すべき地域社会像として掲げ、その実現のため平成十八年度から十年間の基本方針となる「第五次都留市長期総合計画」の策定作業を進めてまいりました。

昨年十二月の定例市議会において、議決いただきました「スマートシティ(賢い都市)都留」を、将来像とする「基本構想」を受け、本年一月より、長期総合計画審議会において、平成十八年度から十七年度までの計画期間の内、前半五年間の基本計画(案)を策定するため、これまで熱心なご議論を重ねていただきました。

この間、二月一日から二十日までに実施した、パブリック・コメント制度により、市民から寄せられた意見を踏まえる中、去る三月一日に開催

された第六回会議において、基本計画(案)が取りまとめられ答申をいただいたところであり、この答申に基づき昨日開催いたしました、私を本部長とする長期総合計画本部員会議において最終決定され、市民と職員の手作りで進めてまいりました「第五次都留市長期総合計画」の策定作業が完了したところであり、新年度からいよいよ新たな総合計画の下、諸事業をスタートさせてまいりたいと考えております。

本計画は、「スマートシティ(賢い都市)都留」を将来像とした、基本構想に示された八つの「まちづくりの方向」ごとに、「アクシヨンプラン」を定め、行政ばかりではなく、市民、事業者等が協働してそれぞれの課題に取り組もうとするもので、新たに数値目標を定め、政策、施策、事業をそれぞれ体系的に位置づけております。

また、新たな視点として、市域を七つに分け、それぞれに「まちづくりのテーマ」を掲げた「地域別計画」を設け、市民、事業者、市との間に良好なパートナーシップを築き、多様な地域課題に対し

第五次長期総合計画 の策定について

この間、二月一日から二十日までに実施した、パブリック・コメント制度により、市民から寄せられた意見を踏まえる中、去る三月一日に開催

て、協働により解決するため
の仕組みづくりを示しており
ます。

男女共同参画推進計画 について

本市では、平成八年に「都
留市女性プラン」を策定後、
平成十二年三月には全国に先
駆け、「都留市男女共同参画
基本条例」を制定するととも
に、平成十三年三月には「男
女共同参画都市」を宣言する
中で、男女間の偏見や固定的
な性別役割分担意識の是正な
どのため、諸施策を推進して
まいりました。

「都留市女性プラン」策定
から十年が経過する中、少
子・高齢化の進行、経済産業
構造の変化など社会情勢は大
きく変化し、男女ともに社会
の構成員として、あらゆる分
野に参加・参画していくこと
が益々必要となっていること
から、新たな推進計画を策定
することといたしました。

これまで、十五名の委員で
構成される「都留市男女共同
参画推進委員会」が中心とな
り、平成十七年一月に実施し
た市民意識調査の結果や、
去る二月一日から二十二日ま
で実施した、パブリック・コ

メント制度により、市民から
寄せられた意見の内容などを
踏まえる中、今後十年間の男
女共同参画社会の実現に向け
た、施策の方向性が取りま
められました。

本計画は、「都留市男女共
同参画推進計画」と命名し、総
合目標を、男女共同参画の基
本である「人権の尊重」に置
き、「協働のまちづくり」の
下、行政ばかりでなく、市民、
事業者の取り組みについても
明示するとともに、主要項目
に数値目標を取り入れ、進捗
状況のチェックと事業評価、
また、公表を行っていくこと
といたしております。

行財政改革の推進 について

我が国の地方行政を巡る状
況は、日本の地方行政制度が
確立して以来、最大の転機を
迎えており、一段と厳しさが
増す財政状況の中、新たな発
想に立った行財政経営が求め
られております。

本市においても、徹底した
行財政改革を推進するため、
平成十四年十二月に、「第三
次都留市行財政改革大綱」、
平成十五年二月に、「第三次

都留市行財政改革実施計画」
をそれぞれ策定し、コストの
削減と効率化に努めていると
ころであり、柔軟で質の高い
小さな組織を整え、多様化、
高度化・複雑化する住民ニ
ズに対して、透明性の高い的
確な選択と集中が断行でき
る、財政的にも政策的にも自
立した、地域の総合行政主体
の構築を目指してまいりま
した。

このような中、平成十七年
三月に国が定めた「地方公共
団体における行政改革推進の
ための新たな指針」が示さ
れ、平成十七年度を起点と
し、概ね二十一年度までの具
体的な取り組みを数値目標化
し、市民にわかりやすく明示
した計画を、今年度中に公表
することが義務づけられたた
め、「実施計画」の見直しを
行うとともに、削減見込額等
を新たに明記した、「都留市
行財政改革集中改革プラン」
を策定することとしました。

策定にあたっては、「ここが
無駄だよ市の仕事」などを通
じて寄せられた、市民の意見
を踏まえ、私を本部長とする
都留市行政改革推進本部にお
いて作成した素案に基づき、
外部委員で構成する都留市行
政改革推進委員会での審議等

を通じ、市民の意見を反映さ
せた「集中改革プラン」を、去
る一月二十七日に答申いた
いたところであります。

今後、この答申に基づき二
月に実施いたしました、パブ
リックコメントの意見を反映
させ、市として機関決定した
後、三月中にはホームページ
等で公表し、四月から実行に
移してまいりたいと考えてお
ります。

地域防災リーダーの 養成について

地震などの大規模災害が発
生した場合、家族や隣近所の
助け合いが初動時に最も大き
な力を発揮することは紛れも
ない事実であり、その機能を
より強化するためには、応急
措置が行える知識と技術を持
った防災リーダーが、各々の
地域に住まいしている事が求
められます。

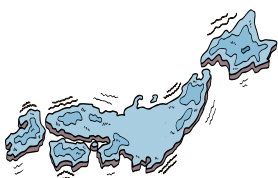
本市ではこれまで、協働の
まちづくり推進会や各自主防
災会において、ふれあい講座
などを開催し、地域防災力の
重要性や防災リーダーの育成
に努めてまいりました。

この防災リーダーは、消防
署の普通救命講座や県地震防
災対策協議会のセミナーなど

を受講し、災害が起こる仕組
みや被災者を支援する手法な
どを修得していただき、地域
における防災の指導者として
活躍していただくこととするも
のであります。

平成十八年度は、これらの
項目を履修された方々に、さ
らに、NPO法人防災情報機
構の「防災士」講座を、受講
していただくための支援制度
を新設いたしました。

この「防災士」制度は、自
助・共助を原則として、社会
の様々な場で減災と防災力向
上のための活動を行う上で、
十分な意識・知識・技能を有
する者を「防災士」として認
定するものであり、認定後は
地域において「防災士」とし
ての知識や技能を、十分活用
していただくことにより、さ
らなる地域防災対策の強化・
充実が図られるものと考えて
おります



新火葬場の建設

について

市営火葬場「玉川苑」の老朽化に伴い、新火葬場の建設工事を平成十七、十八年度の継続事業として実施しておりますが、これまでに造成工事が完了し、現在、火葬場本体の工事を施工しているところであります。

なお、この工事施工に伴い、既存の待合室を取り壊す必要があることから「いきいきプラザつる」北側に設けてあります。火葬場臨時駐車場内に仮設の待合室を設置し、先月から利用していただいているところであります。

工事完成までの間、市民の皆様には大変ご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

環境基本計画について

私たちは今、科学技術の進歩と社会経済の発展により、人類史上かつてない物質的豊かさを享受しております。

しかし、大量生産、大量消費、大量廃棄に伴う現在の社

会経済システムは、環境への負荷が大きく地球全体の自然環境を脅かす規模にまで拡大しており、次世代への影響が懸念されております。

母なる地球が、気の遠くなるほどの長い時をかけて育んできた、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことは、私たち世代に課せられた責務であります。

本市におきましては、市民が健康で安全かつ、快適な生活を営む上で良好な環境を継続的に確保するとともに、人と自然が共生する環境負荷の少ない循環型社会を、総合的・計画的に実現するための指針となる「都留市環境基本計画」を策定することといたしました。

計画策定に当たり、環境保全に対する基本的な考え方や、市、市民、事業者、教育機関等の責務や施策の基本的事項を定めた「都留市環境基本条例（案）」を、今議会に提出し、ご審議をお願いするものであります。

なお、この条例（案）は、市内の各種団体及び公募による委員で構成された、都留市環境基本条例策定懇話会において原案が策定され、併せてパブリックコメントを実施い

たしております。

また、条例の制定に伴い「都留市環境基本計画」を、平成十八年度中に策定する予定であります。また、策定に当りましては「仮称」環境市民会議」を設置し、市民の皆様のご意見を幅広く反映するとともに、本市の環境施策の核を担う「都留市環境審議会」にもお諮りしてまいりたいと考えております。

市民の健康づくり

について

急速な高齢化の進展や生活習慣の変化により、疾病構造が様々に変化する中、市民の健康寿命を伸ばし、生活の質を高めていくために、幼児から高齢者までの健康づくりや生活習慣病の予防を推進することが急務となっております。

このため本市では、すべての市民が心身ともに健康で、生きがいや働きがいを持って生活出来る地域社会の構築を目指し、母子保健事業や成人・高齢者保健事業などに、取り組んでいるところであります。

まず、母子保健事業につきましましては、近年の少子化、核

家族化に伴い、子育てに不安を持つ親が増加傾向にありま

すので、新年度から助産師による家庭への新生児訪問の際に、「産後うつスクリーニング事業」を実施し、早期に産後の育児不安の現状や育児困難ケースを把握し、母と子の健康づくりを、継続的に支援してまいります。

また、市内の小・中・高校生を対象に、思いやりのある心を育てるための「命の学習」を実施し、学習や体験を通じて、思春期（青少年期）の悩みや問題を学校と共に考え、思春期の保健指導を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、成人・高齢者保健事業であります。生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に向けた介護予防事業の促進を図るため、平成十八年度から新規事業として、五十歳以上の男性を対象とした前立腺がん検診を生活習慣病総合検診に追加し実施してまいります。

また、検診後の事後指導として、内臓肥満、高血糖、高血圧、高脂血症を重複して持っている、メタボリックシンドローム「内臓脂肪症候群」の方々に対しまして、個別指

導を実施するなど、生活習慣病の発症と重症化予防に取り組みでまいります。

本市は、早くから壮年期の四十、五十、六十歳の節目の受診者の負担金を特例的に減額し、市民の検診に対する意識の向上に努めてまいりましたが、一定の成果が得られたことや老人保健事業実施要領の改正により、検診体制の見直しが必要となったことなどから、新年度から一般の受診者と同様の負担金をいただくことといたしました。

また、これにより生じた財源につきましては、平成十八年度から実施する六十五歳以上の高齢者の基本健康診査負担金の無料化に充当することといたしました。

なお、介護保険制度の改正により、平成十八年四月から介護予防事業と連携する中で、六十五歳以上の高齢者の方に、基本健康診査と併せて「生活機能評価」を実施してまいります。



介護保険について

介護保険制度がスタートして六年目を迎え、急速な高齢化が進む中、介護保険制度を持続していくためには、高齢者が介護や支援を必要とせず、元気で自立した生活を送ることが出来る環境づくりが求められております。

このため、介護予防を目的としたサービスの充実や、住み慣れた地域で自立した生活を続けるための支援を、総合的に受けることができる体制を整備するため、昨年六月に介護保険法の改正がなされたところであります。

この改正の大きな柱は二点あり、その一点目は「介護重視型システム」から「予防重視型システム」への転換であります。

要支援、要介護一などの比較的軽度な高齢者には、下肢機能や基礎体力の低下等によって、徐々に生活機能が低下していく「廃用症候群」と呼ばれる人が多く、これらの方々は簡単な運動や日常生活訓練によって要介護状態を維持・改善させることが可能であるとされております。

今回の改正で導入される「新予防給付」は、このような方々を要支援一、要支援二という新たな区分に位置づけ、それぞれの状態を踏まえた介護予防プランを作成し、これに沿って介護予防のサービスを提供しようというもので、既存のサービスを紹介予防の視点に基づいた提供方法に見直すとともに、筋力向上トレーニング、口腔ケア、栄養改善指導などの新たなサービスも提供されることとなります。

また、現在要介護、要支援認定を受けていない方で、将来要介護、要支援状態になるおそれの高い方を対象に、筋力向上トレーニングなどの介護予防事業を行う「地域支援事業」も新たにスタートいたします。

地域支援事業では、この他に介護予防マネジメント事業、地域の高齢者の実態把握や介護以外の生活支援サービスとの調整を行う総合相談・支援事業、虐待防止などの権利擁護事業、認知症予防、うつ予防、閉じこもり予防などの事業も行うこととなっております。

二点目が「地域包括支援センターの創設」であります。

地域包括支援センターは、「新予防給付」や「地域支援事業」を中心的に担うとともに「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援事業／権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント」などを行い、これらの事業を実施するための保健師、ケアマネジャー、社会福祉士等が配置され、相互に連携をとりながら高齢者を取り巻くあらゆる状況を的確に把握し、コントロールするスーパバイザーとしての役割を果たすことになっております。

これにより、現在の基幹型在宅介護支援センターと市内三カ所の施設に委託している地域型在宅介護支援センターは、四月から「いきいきプラザ都留」内に設置される地域包括支援センターに統合し、高齢者の相談窓口を一本化することとなっております。

また、六十五歳以上の方に納めていただく第一号保険料につきましては、平成十八年度から二十年度における第三期介護保険事業計画の中で推計を行いました。

推計の前提となるこの六年間の実績を見ますと、要介護認定者数や介護サービス利用者数は、第一期、第二期介護

保険事業計画における見込数を大きく超えており、サービス給付量も見込量を上回っております。

これは民間における介護サービス提供事業所の充実とともに、介護保険制度の理念が広く周知された成果であると考えております。

このことを踏まえ、各年度における介護給付の対象サービスの種類ごとの見込量や、「新予防給付」、「地域支援事業」など、新しいサービス提供の見込み、また、それによる介護給付への影響なども十分考慮し算定を行った結果、基準額の月額額は、現行の二千九百三十三円から八百三十四円（二八・四％）増の三千七百六十七円となり、それに伴う「都留市介護保険条例」の改正案を今議会に提案させていただきます。ご審議をお願いするものであります。



障害者の福祉サービスについて

我が国の障害者の福祉サービスにつきましては、平成十五年四月、それまでの「措置制度」から、障害者自らがサービスを選択し利用できる仕組みである「支援費制度」へと、移行されました。

しかし、支援費制度の導入後、ホームヘルプサービスやグループホーム等、居宅サービスの利用者が一貫して伸び続けたことに伴い、サービスに要する費用が大幅に増加し、現状のままでは制度の維持が困難となること、また、身体、知的、精神といった障害種別等によって、福祉サービスや公費負担医療に対する利用の仕組みや内容等が異なることなどから、制度の統一を含めた見直しが求められておりました。

このような中、障害者の地域生活と就労を進め、自立のための支援を基本とした、福祉サービスや公費負担医療などについて、共通の制度下で一元的に提供するとともに、受益と負担を明確にした「障害者自立支援法」が、昨年十月に制定されたところであり

ます。

それによりますと、居宅介護やデイサービス、短期入所、施設支援などの障害福祉サービスのほか、授産施設や小規模作業所、更生医療や補装具の購入などに要する費用については、自立支援給付事業に、また、自立支援としての相談支援や移動支援、日常生活用具などについては、地域生活支援事業に、それぞれ大別されることになりました。

また、市町村に対しては、障害者区分認定審査会の設置や、その自治体において必要とされる施設やサービス内容、サービス量を数値目標として表した、障害者福祉計画の策定などが義務づけられ、施設入所に関する一部を除いて、本年四月より実施することとなりました。

本市といたしましても、法の成立から施行まで五カ月という短期間で、非常に厳しいものがありますが、支援費サービスを利用している障害者すべての方に、新制度に関するご案内を送付し、ご理解をいただくとともに、広報つる等により市民にお知らせするなど、四月からの実施に向け、鋭意準備を進めていると

ころであります。

また、障害程度区分の認定や支給要否を決定するための認定審査会につきましては、介護保険制度に基づく介護認定審査会と同様に、山梨県東部広域連合へ設置を要請し、それに係る規約変更について、本議会においてご審議をお願いするものであります。

子育て支援について

子供たちの健全な育成は、社会全体の願いであり、我が国の将来にとって大変重要な課題であります。

近年、出生率の低下による子供の数の減少により、急速に少子化が進んでおりますが、少子化問題は、子ども自身やその家庭にとどまらず、経済や社会保障、また、労働市場にも大きな影響を与えることが懸念されております。本市では、このような少子化に対応するため、昨年三月「都留市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援に積極的に取り組んでいるところであります。

さらに平成十八年度には、福祉事務所に子育て支援担当を設置し、放課後児童クラブ

(学童保育)の拡充や母子自立支援事業などの充実を図ることといたしました。

また、障害のある子どもを抱える親の就労や地域での交流、余暇活動等への参加の機会を提供するため、レスパイト(一時養護サービス)利用者への助成制度を新設するとともに、発達障害を含めた障害児保育事業の充実など、幅広い子育て支援事業を推進してまいりたいと考えております。

中央自動車道都留インターチェンジのフルインター化について

フルインター化につきましては、平成十六年四月に国土交通大臣から当時の「日本道路公団」(現在は東日本高速道路株式会社)に対し「施工命令」が、また、山梨県に対して「連結許可」が出され、公団、県、市の三者で協議を重ねながら事業の推進を図っているところであります。

これまで、周辺自治会の住民や土地所有者を対象に説明会の開催を重ね、フルインター設置に対するご理解と周知に努めながら、測量作業や設計を進めてきたところであります。

現在は、詳細設計も完了し、用地幅も確定したことから、用地の買収交渉にとりかかり、本格的な工事の着工を目指しているところであります。

今後は、平成二十一年三月の完成を目標に、一層強力に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



国道都留バイパスについて

国土交通省では「都留バイパス」計画区間の内、玉川から古川渡の間につきましては、早期に供用開始するため、一部については県道のバイパスも利用する計画とし、



鋭意建設を進めてきたところであります。

これまで、井倉から玉川の間用地取得につきましては、数件を残して大方の買収交渉が完了いたしましたので、現在、山梨県教育委員会に委託し、玉川文化財遺跡調査や与縄の天正寺遺跡の文化財調査を、実施しているところであります。

この調査が終わり次第、トンネル工事に着工するとともに、県道四日市場上野原線より北側の九鬼方面に伸びる道路も平行して工事を進め、平成二十一年度中の完成を目指すこととしております。

今後とも残された用地の取得等について、関係各位のご理解とご協力をいただきながら、早期開通に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

都留文科大学について

既に、報道等によりご承知のことと思いますが、去る二月八日東京都町田市において、本学専任講師が成績記入簿や答案が入ったバツクを奪われるという窃盗事件が発生いたしました。

犯罪行為による学生情報の流失ではありますが、守るべき学生情報の流失につながったことは大変遺憾であり、大学に対しまして、関係者の処分や成績記入簿等が流失した学生への対応などとともに、今後の学生情報の管理徹底について指示したところであります。

さて、本年度の受験動向についてであります。推薦試験八百十一人、前期日程試験四百四十九人、中期日程試験四千八百五十一人志願者合計で六千百一十一人と昨年に比較し千百十八人、二三%の大幅な増加となり平成十一年度以来の志願者となりました。増加の要因といたしましては、教員採用の増加見込みによる教員養成学部の人気の回復や高校訪問、受験会場の新設などのきめ細かな受験生確

保対策が、功を奏したものと考えられます。

なお、詳細な受験動向につきましては、今後大学内において分析を行い、より効果的な受験生確保に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、大学の教育力の確保についてであります。

本年度より実施いたしております新カリキュラムによる授業は順調に進んでおり、また、昨年度から整備を進めてまいりましたマルチメディアL1教室も後期より本格稼働し、学生の語学力やIT技能の向上に大きく貢献するものと期待しているところであります。

教育力の向上は、大学のブランド力に直結するものでありますので、今後も学生にとって魅力があり、知識と能力が身に付く授業の提供に努め、社会の評価に十分応え得る人材養成機関を目指し、教職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。



学校教育について

国際化の波や社会構造の急激な変化、価値観の多様化など、変化の激しい時代の中で、義務教育に求められている重要な役割は、子どもたちの人格の形成や自立の支援、また、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させることにあります。

そのため、中央教育審議会は、昨年「新しい時代の義務教育を創造する」答申の取りまとめを行いました。

その中で、これからの新しい義務教育の姿として、子どもたちがよく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質能力を備えた教師が自信を持って指導に当たり、保護者や地域も加わって、学校が生き生きと活気溢れる活動を展開していく、そのような姿の学校を実現することを目標としております。

本市におきましては、これまで市内小中学校において、新学習指導要領（平成十四年四月実施）を踏まえ、創意と工夫による多様な特色ある取り組みを積極的に展開し、子

どもたち一人ひとりが「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むため、学校、家庭、地域が連携して、地域に開かれた「信頼される学校づくり」の推進に努めてまいりました。

また、昨年度から導入いたしました、都留文科大学と連携して実施しております「学生アシスタントティーチャー事業」は、教員を志望する意欲ある学生が日常的に教育現場に出かけ、小グループでの学習指導や学力不振などの困難を持つ子どもを対象に個別的なサポートを行うなど、それぞれの子どもに応じたきめ細かな指導を実践することに より、学生と子どもたちが相互に良い影響を与え合い、大いに成果をあげており、新年度はこの成果を踏まえ、更なる事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

子どもの安全対策について

全国的に、児童生徒が学校等で卑劣な犯罪や悲惨な事故に巻き込まれる事件が多発し、その状況が憂慮される中、昨年、大変痛ましい事件が発生いたしました。

本市では、こうしたことを踏まえ、学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルの再確認を行うとともに、安全教育の推進、集団登下校の実施、通学路マップの検証、また警察によるパトロールの強化要請など、学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもたちの安全確保に努めていくところであります。

今後は、従来からの安全確保対策に加え、昨年度導入した学校安全ボランティア（スクールガード）の一層の拡大とスクールガードリーダーの配置、子どもと高齢者こころの交流事業の拡大、子ども一〇番の家の増設など、地域ぐるみで学校の安全確保のため取り組みを、強力に推進してまいりたいと考えております。

また、善悪の判断などの規範意識や倫理観、公共心や他人を思いやる心など、豊かな人間性や社会性を子どもたちに育むため、学校と家庭、地域が一体となって、「心に元気を育む道徳教育推進事業」の取り組みを進めるとともに、道徳教育の充実、学校の内外を通じた奉仕活動・体験活動や読書活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

学校の施設整備

について

市内小中学校校舎等の耐震対策につきましては、平成十七年度中に該当する小中学校すべての耐震診断を終了し、その内耐震補強が必要とされる、谷村第一小学校校舎及び体育館、禾生第一小学校体育館、都留第一中学校体育館、都留第二中学校体育館の五施設については、今後、計画的に耐震補強工事を進めてまいりたいと考えております。

平成十八年度は、谷村第一小学校校舎の補強工事の設計業務と、都留第二中学校体育館の補強計画の設計業務を実施するとともに、各小中学校施設の改修工事及び修繕につきましても、積極的に実施し教育環境の整備に努め、児童生徒が安全に、また、快適に学校生活が送れるよう重点的に取り組んでまいりたいと考えております。



青少年健全育成

について

近年、子どもたちの安全、安心な遊び場の不足や青少年の奉仕・体験活動の不足、また、スポーツや文化体験活動の減少等が指摘されております。

このため、文部科学省では、地域に根ざした多様な体験活動や交流活動等の機会を提供し、社会全体で子どもたちを育む環境を充実させ、地域の教育力の再生を図ることを目的とした、「地域教育力再生プラン」を実施しているところであります。

本市では、このプランの一つである「地域子ども教室推進事業（子ども居場所づくり事業）」を平成十六年度から東桂地域で実施しており、本年が最終年度にあたることから、これまでの取り組みを検証するとともに、市内全域に協働のまちづくり推進会が設立されたこの機会に、他の推進会においてもこの事業に取り組んでいただけるよう情報の提供と、支援活動を行うてまいりたいと考えております。

また、平成十三年度より本

市独自の青少年健全育成への取り組みとして「のびのび興譲館」事業を実施しておりますが、本年度においても自然塾やクッキング塾など、九つの塾を開催し、様々な体験活動を通して、子どもたちの主体性や協調性を育む場を、提供をしてまいりたいと考えております。

文化振興について

「古きもの無きまちは、記憶のない人生と同じだ」そんな言葉がありますが、幸い本市には、考古資料や工芸品、建造物などの有形文化財六十七件、史跡名勝天然記念物十八件、山梨県指定文化財九件、国登録文化財二件が存在し、大切にその保存・継承を行うより、地域文化の振興を図っているところであります。

山梨県史跡文化財の指定を受けております「勝山城跡」を、学術的に調査する「勝山城跡学術調査事業」は、本年度から調査委員会を発足させ、測量や遺跡分布などの考古学調査、文献・絵図などの人文系調査等を実施するための五カ年計画による事業内容

等を決定し、一部実行に移したところであります。

これまで、「勝山城跡」や「谷村の烽火台跡」、「中津森館跡」などの遺構等の記録を作成するため、現状の地形を航空測量により正確に図化する作業を進めてまいりました。今後「城郭遺跡」や「城下町遺跡」を中心に、試掘調査や町割調査、文献調査を行うことにより、城の構築年代や使用時期、また、勝山城跡の規模や全体像の推定を行い、その成果を本市のランドマークとなる、勝山城史跡の整備に役立ててまいりたいと考えております。



ミュージアム都留の企画展について

平成十八年度に実施される企画展は、本館が収蔵する甲斐国誌編さんに使用された資料による「郡内村絵図展」や「谷の町史（ふみ）の里」を拠点に、星空観望会や城下町ウォークラリーなど、親子で体験学習を行う「夏休み子ども企画展」などを予定いたしております。

また、我が国近代詩人の草分けとされ「荒城の月」や全国の学校の校歌を作詞した土井晩翠氏と西洋音楽の先駆者で童謡、「赤とんぼ」の作曲で知られる山田耕筰氏の業績を、本市との関りを交えながら紹介する、仮称「土井晩翠と山田耕筰展」や芭蕉にゆかりのある俳諧や俳人に焦点をあてた、本年度第六回となる「甲州俳諧展」などを開催してまいりたいと考えております。

さらに、フランスに三十二年間在住し、国際的画家として活躍され、本市の名誉市民である増田誠画伯の作品を常設展示している「増田誠美術館」では、収蔵作品を第一期、第二期と分け、展示す

るほか、画伯の筆による「百人一首色紙」展を開催してまいりますので、多くの皆様のご来館とご参加をお願い申し上げます。

スポーツの振興 について

本市では、スポーツを通じて様々な人々との交流を深めることにより、連帯感溢れる健康で活力ある社会を形成するため、「市民一人一スポーツ」を提唱し、各種スポーツ教室の開催や普及に取り組んで来たところでありましたが、今後、生涯スポーツをより一層、体系的・計画的に進めるため「都留市スポーツ振興基本計画」を、都留市スポーツ振興審議会に諮問し、本年二月に答申をいただいたところであります。

この答申では、市民一人ひとりが生涯にわたり年齢や体力、個性や目的に応じたスポーツ活動を気楽に楽しみ、参加・交流できる機会の充実を図るため、「市民が主体となり、だれでも、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目標に、学校・地域・スポーツ団体等が一体となり

健康で、はつらつと暮らせるまちづくりを進めていく」とされており、今後その指針に沿った、各種施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

一方、平成十六年度から「ふるさと普請」事業の一環として、市民と協働で取り組んでまいりました「ターゲットバードゴルフ場」九ホールが大幅地内に完成し、四月にオープンする予定であり、今後このような市民との協創による施設整備などにも、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、施策並びに事業の一部についてご説明申し上げますが、今後も、市民の皆様との協働により各種施策を、積極的に展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



3月定例会議案議決結果

市長提曲

承第 1号	専決処分の承認を求める件 (中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村総合事務組合規約中変更の件)	3月 3日	承認
承第 2号	専決処分の承認を求める件 (甲府市、中道町及び上九一色村の区域の一部の合併に伴う山梨県市町村総合事務組合の財産処分の件)	3月 3日	承認
承第 3号	専決処分の承認を求める件 (平成17年度山梨県都留市一般会計補正予算(第6号))	3月 3日	承認
議第 1号	都留市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件	3月23日	可決
議第 2号	都留市学校給食整備検討委員会設置条例制定の件	3月23日	可決
議第 3号	都留市環境基本条例制定の件	3月23日	可決
議第 4号	都留市集会施設条例制定の件	3月23日	可決
議第 5号	都留市宝の山ふれあいの里条例制定の件	3月23日	可決
議第 6号	都留市国民保護協議会条例制定の件	3月23日	可決

るほか、画伯の筆による「百人一首色紙」展を開催してまいりますので、多くの皆様のご来館とご参加をお願い申し上げます。

スポーツの振興 について

本市では、スポーツを通じて様々な人々との交流を深めることにより、連帯感溢れる健康で活力ある社会を形成するため、「市民一人一スポーツ」を提唱し、各種スポーツ教室の開催や普及に取り組んで来たところでありましたが、今後、生涯スポーツをより一層、体系的・計画的に進めるため「都留市スポーツ振興基本計画」を、都留市スポーツ振興審議会に諮問し、本年二月に答申をいただいたところであります。

この答申では、市民一人ひとりが生涯にわたり年齢や体力、個性や目的に応じたスポーツ活動を気楽に楽しみ、参加・交流できる機会の充実を図るため、「市民が主体となり、だれでも、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目標に、学校・地域・スポーツ団体等が一体となり

健康で、はつらつと暮らせるまちづくりを進めていく」とされており、今後その指針に沿った、各種施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

一方、平成十六年度から「ふるさと普請」事業の一環として、市民と協働で取り組んでまいりました「ターゲットバードゴルフ場」九ホールが大幅地内に完成し、四月にオープンする予定であり、今後このような市民との協創による施設整備などにも、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、施策並びに事業の一部についてご説明申し上げますが、今後も、市民の皆様との協働により各種施策を、積極的に展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



3月定例会議案議決結果

市長提曲

承第 1号	専決処分の承認を求める件 (中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村総合事務組合規約中変更の件)	3月 3日	承認
承第 2号	専決処分の承認を求める件 (甲府市、中道町及び上九一色村の区域の一部の合併に伴う山梨県市町村総合事務組合の財産処分の件)	3月 3日	承認
承第 3号	専決処分の承認を求める件 (平成17年度山梨県都留市一般会計補正予算(第6号))	3月 3日	承認
議第 1号	都留市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定の件	3月23日	可決
議第 2号	都留市学校給食整備検討委員会設置条例制定の件	3月23日	可決
議第 3号	都留市環境基本条例制定の件	3月23日	可決
議第 4号	都留市集会施設条例制定の件	3月23日	可決
議第 5号	都留市宝の山ふれあいの里条例制定の件	3月23日	可決
議第 6号	都留市国民保護協議会条例制定の件	3月23日	可決

議第 7号	都留市国民保護対策本部及び都留市緊急対処事態対策本部条例制定の件	3月23日	可	決
議第 8号	都留市ひとり親家庭医療費助成に関する条例改正の件	3月23日	可	決
議第 9号	都留市男女共同参画基本条例中改正の件	3月23日	可	決
議第10号	都留市職員定数条例中改正の件	3月23日	可	決
議第11号	都留市職員の育児休業等に関する条例及び公益法人等への都留市職員の派遣等に関する条例中改正の件	3月23日	可	決
議第12号	都留市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件	3月23日	可	決
議第13号	都留市職員共済会に関する条例中改正の件	3月23日	可	決
議第14号	都留市職員給与条例中改正の件	3月23日	可	決
議第15号	都留市職員の退職手当に関する条例中改正の件	3月23日	可	決
議第16号	都留市特別会計設置条例中改正の件	3月23日	可	決
議第17号	都留市税条例中改正の件	3月23日	可	決
議第18号	都留市手数料条例中改正の件	3月23日	可	決
議第19号	都留市公民館条例中改正の件	3月23日	可	決
議第20号	都留市乳幼児医療費助成金支給条例中改正の件	3月23日	可	決
議第21号	都留市寿賀祝金支給条例中改正の件	3月23日	可	決
議第22号	都留市重度心身障害者医療費助成条例中改正の件	3月23日	可	決
議第23号	都留市国民健康保険税条例中改正の件	3月23日	可	決
議第24号	都留市介護保険条例中改正の件	3月23日	可	決
議第25号	都留市下水道条例中改正の件	3月23日	可	決
議第26号	都留市給食サービス手数料条例廃止の件	3月23日	可	決
議第27号	都留市在宅介護支援センター条例廃止の件	3月23日	可	決
議第28号	小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村総合事務組合規約中変更の件	3月23日	可	決
議第29号	市川三郷町、甲州市及び中央市の設置、中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入したこと、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入したこと並びに小淵沢町を北杜市に編入したことに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更の件	3月23日	可	決
議第30号	山梨県東部広域連合の処理する事務の変更及び山梨県東部広域連合規約中変更の件	3月23日	可	決
議第31号	市道の路線の認定の件	3月23日	可	決
議第32号	指定管理者の指定の件(都の杜うぐいすホール)	3月23日	可	決
議第33号	指定管理者の指定の件(都留市農村地域工業導入特別対策事業に係る施設)	3月23日	可	決

議第 3 4 号	指定管理者の指定の件(宿農村公園)	3月23日	可	決
議第 3 5 号	平成 18 年度山梨県都留市一般会計予算	3月23日	可	決
議第 3 6 号	平成 18 年度山梨県都留市都留文科大学特別会計予算	3月23日	可	決
議第 3 7 号	平成 18 年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計予算	3月23日	可	決
議第 3 8 号	平成 18 年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計予算	3月23日	可	決
議第 3 9 号	平成 18 年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	3月23日	可	決
議第 4 0 号	平成 18 年度山梨県都留市老人保健特別会計予算	3月23日	可	決
議第 4 1 号	平成 18 年度山梨県都留市下水道事業特別会計予算	3月23日	可	決
議第 4 2 号	平成 18 年度山梨県都留市温泉事業特別会計予算	3月23日	可	決
議第 4 3 号	平成 18 年度山梨県都留市介護保険事業特別会計予算	3月23日	可	決
議第 4 4 号	平成 18 年度山梨県都留市介護保険サービス事業特別会計予算	3月23日	可	決
議第 4 5 号	平成 18 年度山梨県都留市桑代沢外 17 恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月23日	可	決
議第 4 6 号	平成 18 年度山梨県都留市水頭外 3 恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月23日	可	決
議第 4 7 号	平成 18 年度山梨県都留市濁り沢外 18 恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月23日	可	決
議第 4 8 号	平成 18 年度山梨県都留市板ヶ沢外 7 恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月23日	可	決
議第 4 9 号	平成 18 年度山梨県都留市盛里財産区特別会計予算	3月23日	可	決
議第 5 0 号	平成 18 年度都留市水道事業会計予算	3月23日	可	決
議第 5 1 号	平成 18 年度都留市病院事業会計予算	3月23日	可	決
議第 5 2 号	平成 17 年度山梨県都留市一般会計補正予算(第 7 号)	3月23日	可	決
議第 5 3 号	平成 17 年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)	3月23日	可	決
議第 5 4 号	平成 17 年度山梨県都留市老人保健特別会計補正予算(第 2 号)	3月23日	可	決
議第 5 5 号	平成 17 年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	3月23日	可	決
議第 5 6 号	平成 17 年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)	3月23日	可	決
議第 5 7 号	収入役の選任について同意を求める件	3月23日	同	意
議第 5 8 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	3月23日	同	意
議第 5 9 号	監査委員の選任について同意を求める件	3月23日	同	意

一般質問

三月九日・十日の本会議において、八名の議員が一般質問を行いました。

- ▽小倉 康生議員
- ▽奥秋くに子議員
- ▽小俣 武議員
- ▽谷垣 喜一議員
- ▽国田 正己議員
- ▽梶原 清議員
- ▽杉山 肇議員
- ▽小林 義孝議員

都留文科大学の

安定経営について

小倉 康生議員

- ▼都留警察署と
大月警察署の統合について
- ▼児童虐待問題への対応について
- ▼市営住宅の管理について

都留文科大学の 安定経営について

問

少子化の進行により、従来二〇〇九年とされてきた、大学全入時代の到来が二年早い、二〇〇七年になるとの見通しが、文部科学省から示されました。

進学率が頭打ちとなる中、各大学で定員増の動きが加速し、大学生残りへの競争が始まっています。

このような状況下、不人気

の大学では学生確保が困難となり、経営難に直面する大学が増加することが危惧されています。

そこで何点かおうかがいいたします。

まず、国の三位一体改革などの影響により、地方交付税の単価に係る学生一人当たりの単価につきましては、平成十三年度三十八万九千円をピークに年々減少し、平成十七年度には三十万八千円となっております。

今年も減額が予想される中、都留文科大学の安定経営を維持するために、どのよう

に取り組まれておられるのか、その対策についておうかがいいたします。

次に、長年にわたり、新学科の増設につきまして検討されてきました。その結果、当局では、社会学科の再編について、平成十九年度を目標に、社会学科を（環境コミュニティ創造専攻）と（現代社会専攻）の二専攻に再編されることとありますが、両専攻の内容について、具体的な説明をいただきたいと思

であります。受験生の受験動機が大きなものとして、大学における教育力と、その大学の就職率が上げられます。いかに就職率を向上させるのが、大学の評価につながると思います。そこで本年度の都留文科大学の就職状況と、今後の取り組みについておうかがいいたします。

答

大学経営は、急激な少子化の到来に起因する受験人口の激減や大学・短大への進学率の頭打ちなどにより、戦後新大学制度がスタートして以来の危機的状況にあります。

限られた学生の確保に大学間競争が激化し、国公私立大学の区分なく生き残りに向けての戦いがすでに始まっております。

学生にとって魅力ある大学であり続けるためには、学生の潜在能力を顕在化させる教育力を高め、人材養成機関として社会に認知されるブランド力を維持することが必要であります。

このためには、教育力を下支えする安定した財政基盤、大学の安定経営が求められることは言うまでもありません。

大学特別会計における収入はおおむね、学生からの納付金が六割、交付税に算入された基準額を基に繰り入れられる一般会計繰入金金が四割を占めております。

交付税における学生一人当たりの単位費用が減少することとは、大学経営に大きな影響を与えるものであり、その推移を慎重に見極める必要があるものと考えております。

このため、平成十七年度から大学内に教員・事務職員で構成する企画財政室を設置し、大学財政の中長期財政推計に着手し、経営面全般について検討を行っております。

今後、この財政推計を基に、社会学科の再編に続く新たな学科再編・学生定員の拡充、通信制大学院新設の検討を行うとともに、さらなる経営の効率化や生産性の改善に努め、大学の安定経営を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成十八年五月文部科学省に届け出を予定しております、社会学科「二専攻の「環境コミュニティ創造専攻」と「現代社会専攻」の内容について、その概要を申し上げます。

まず「環境コミュニティ創

造専攻」につきましては、定員六十名で私たちが日ごろ直面している身近な問題、環境破壊をはじめ地方都市の経済衰退、福祉ニーズの増大、文化摩擦などとグローバル化する経済活動や世界の政治動向に焦点をあてこれらの諸課題を学際領域として学んでいくことを目的とします。

本専攻では基礎力、総合力そして実践力を鍛錬すること、諸問題に積極的にかかわっていくことのできる人材の養成を目的にしたもので、授業内容といたしましては、三つの方向で授業を展開いたします。

第一に、地域と世界に生起する諸問題を分析し理論的理解を深めること、第二に、課題の発見や問題意識を温め、環境教育や地域づくりなど関心ある領域を深めること、第三に、それらを自らのものとするためのフィールドワークを行うこととあります。

将来のフィールドとしては、地域政策にかかわる地域づくりコンサルタント、地方公務員、環境教育の担い手としての環境コンサルタントなど幅広い分野での活躍が期待されます。

取得可能な資格につきま

して、「ピオトープ管理士」、「環境再生医」「教員免許」などがあります。

続きまして「現代社会専攻」であります。これは定員九十名で現代の政治、経済、市民生活、文化、歴史、教育の様々な領域においてどのような変化が引き起こされ、どのような問題が生まれているのか総合的、学際的に探求するのにあわせグローバル化がどんな影響を現代社会にもたらしているのかを総合的に学んでいくことを目的とします。

本専攻では、第一に、問題意識を育てること、第二に、幅広い分野を少人数の演習を中心とし、第三に、そうした学習を現代社会探求の中心的テーマとして総合的に組み立て卒業論文に結実させます。

将来のフィールドとしては、公共分野で活躍できる人材の輩出を目指しています。

取得資格につきましては、「地歴公民の中高教員免許」などを考えております。

します。

本年度入試より五学科六百六十名の新たな定員（百十人増）で募集を行ったところ志願者は六千百一十人対前年比二三%の大幅な伸びとなりました。

この要因といたしましては、教員採用の改善傾向や国立大学の前期試験重視などとともに、百十人の定員増が受験者に一定のインパクトを与え志願者増につながったものと考えられます。このことは、受験生のニーズに合致させずれば受験人口の減少の中にあっても志願者を増やすことができない可能性を示したものと考えております。

今回、策定した「第五次都留市長期総合計画」におきまして、八つの柱の一つである「教育首都つる」の実現のためにも、その中核となる大学の一層の定員増や複学部化、また、通信制大学院の設置等の検討を行い、教育内容の充実や量の拡大に努めてまいります。

さらに、大学と幼児教育、小中学校、高校、短大、専門学校、オープンカレッジやエクステンションセンターなどの学習施設が、ぶどうの房のように連携して群れを成す

「学びのクラスター」化を実現し、それらを含めた学生人口の拡大にも努めてまいりたいと考えております。

次に、就職状況についてであります。

大学受験生確保のキーワードとして、入り口部分での「偏差値」と出口部分での「就職率」の二つの指標があげられます。

いわば、「偏差値」と「就職率」が受験生確保のパロメーターであり、受験生にとつての大学選びの大きな判断材料となっております。

その意味で、議員ご質問の「就職率の向上」は大学が取り組むべき最優先課題の一つとなっております。

教員養成を機軸においた本学では、教員採用の抑制基調の中、ここ数年就職率の低迷が続いておりましたが、昨年度より大都市圏での団塊世代教員の退職による教員不足が表面化し、教員の大量採用時代を向かえようとしており、就職率の改善が図られることが期待されております。

現時点では、本年度の「就職率」は確定しておりませんが、教員・公務員・民間企業とも前年に比較し好調と聞いておりますので、前年を上回

る「就職率」となるものと考えております。

今後も、学内において教員養成講座、公務員講座、民間企業就職講座などの講座の開設や就職指導のスタッフの充実など学生の就職活動の支援を積極的に行ってまいります。

また、学生の就業意識を醸成するため、インターンシップの単位化や一・二年生を対象に早い時期からの就職指導の充実に努めるとともに、就職アドバイザーの活用や新たな就職先の開拓など、学生に職業に対する確かな夢を持たせ、夢を追い、夢を叶えさせる総合的な対策を実施してまいります。





去る一月十九日の新聞紙上に山梨県内の警察署再編に係わり、都留警察署、塩山警察署、市川警察署の三署が隣接署に統合され、現在の十五署から十二署に再編されるという県警察本部の方針が打ち出され、平成十九年度には、管轄の見直しと併せ統合を実施していくとの記事が掲載されており、大変驚いたところでもあります。

今日、ご承知のように全国各地で悲惨な事件が頻発し、しかも犠牲となつていくのが、生活弱者である子ども達であります。その悲惨さを思う時、心の痛みを感じさせられていくのは、私だけではな

いと思いません。市内の児童・生徒の保護者の皆さんのご心配は勿論のことではありますが、都留文科

だかれていくことと思いません。

幸い本市では、こうした悲惨な事件は起きてはおりません。これは取りも直さず都留警察署や地域のボランティア等関係者による防犯活動の賜物と日々感謝申し上げていくところではありますが、今後

もこうした事件が市内で発生しないという保障はありません。先の十二月定例会で議決された第五次都留市長期総合計画の基本構想におきましても、第七章まちづくりの方向の中で「安心・安全に暮らせるまちづくり」として、犯罪や交通事故を未然に防止するとともに、災害に強いまち

を指して地域の防災・防犯機能の強化を図り、全ての市民が安全で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。と掲げられており、これから市民と行政が力を合わせ防犯に努力していくという矢先、都留警察署が大月警察署に統合されると聞いて防犯に対する危惧の念を抱かずに、いられないものであります。



では、署の存続運動が行われているところではありますが、市としてはどのように対応していくのか、併せておうかがいたします。

県内警察署は、昭和二十年現行の警察法の施行に伴い十五警察署体制が確立され、この間、署の移転や管轄区域の部分的な見直しがされたものの五十年余りにわたる現在の体制によって、維持・運営されてまいりました。

本市に設置されております都留警察署は、明治六年、当時の都留郡下谷村に「取締出張所」として設置されたのが前身で、昭和四十五年、上谷にあつた旧庁舎から、現在地の下谷三丁目地内に移転され、現在は九カ所の交番・駐在所を有し、都留市、西桂町、道志村、上野原市の一部である旧秋山村地域を管轄区域として、様々な犯罪の取り締まりや、犯罪抑止対策、交通安全活動などにより、地域住民が、平和で安全に安心して暮らせるための拠点として、その使命を果たしてまいりました。

このような中、去る一月十八日山梨県警察本部から「警察署の再編整備基本計画（素案）」が発表され、抜本的な

見直し案が提示されたところであります。

これによりますと、十五警察の内、警察官五十人以下の小規模警察署が八警察署となつており、全国的に見ても小規模警察署の占める割合が大きく、夜間や休日の職員配置体制に支障が出てきていること、また、市町村合併による行政地域変更に伴う、管轄区域の見直しの必要性、さらに、警察職員の高齢化と大量退職時代の到来等への対応のため、県内十五警察署を十二警察署体制に統合する方針を固め、この中で都留警察署と大月警察署の統合計画が示されております。

議員ご指摘のとおり、警察署は安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための警察活動・防犯活動の拠点であります。

近年、生活様式の都市化、高度情報化等に伴い夜型社会が進展するとともに、市民の活動範囲が拡大するなど、社会環境が大きく変化し、これらと歩調を合わせるように、犯罪の凶悪化や都市型化などが進んでおり、警察署の役割は益々重要となつて来ていると考えております。

多くの市民との協働により、交通安全対策、児童・生徒の安全対策、地域の防犯灯整備、学生が多い大学周辺地域の街路灯整備、さらに公用車による防犯パトロールの実施など、様々な活動を都留警察署と協力して行っているところであります。

今回の統合計画の一つである都留警察署と大月警察署の統合は、都留警察署を大月警察署の分庁舎として位置付けるものであり、都留警察署の機能配置によっては本市の治安維持に、大きな影響を及ぼすものであり、過日、県警察本部及び都留警察署から、この再編整備基本計画（素案）について説明がありました。

その内容であります。この基本計画（素案）は、「社会環境や治安情勢の著しい変化に柔軟かつ的確に対応し、限られた人員体制の中で、より質の高い安全・安心を県民に提供していくための再編整備であり、都留警察署は比較的新しい大月警察署と比べ老朽化が激しく、統合警察署としての機能が維持できないこととありました。

再編による人員増などが見込まれ、これまで以上にきめ細かな対応が期待できるとの内容でありました。

いずれにいたしましても、大きく変革する時代の中で組織機構の再編整備は、民間企業や地方自治体に留まらず、警察組織においてもさけて通れない問題であると考えられます。

現在、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を募集しているところでありますが、都留警察署の存続については、民意の所在や近隣市町村と協議する中で、要望活動を実施するとともに、今後さらに組織の再編も考えられますので、都留警察署の庁舎建替え時期には、市内に建設できるよう併せて要望してまいります。



児童虐待問題への

対応について

問 いじめや引きこもり、不登校や虐待など、子供を取り巻く問題は毎日のようにマスコミで報道されています。

つい最近も子育て中の母親が、三歳になる二人目の子供を折檻の末、死に至らしめるという悲惨な事件が起きてしまい、心の痛む思いとともに、事件の繰り返し返されるたび、「隣近所で気付かなかつた。とか、地域や行政の力で救える方法はなかったのか。」等、多くの声を耳にするところでもあります。

昨年四月には、児童虐待防止法、それに、児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、法律では児童虐待要保護児童にかかわる通告先として新たに市町村が加えられるとともに、児童虐待防止対策の充実と地域での見守り体制の構築を図ることなどが求められました。

高齢者対策とともに、時代を担う子供たちの少子化対策・子育て支援を地域や関係機関、事業所などの協力の下に発展させ、不登校やいじ

め、虐待問題などへの予防対策として充実していくことは、将来の都留市をより安定的に住みやすいまちづくりへと結びつける、最も大事で大切なことではないかと確信をいたします。

虐待を未然に防ぐためには、子供の命を守るための対策だけでなく、育児不安を抱える親への子育て支援や、地域における家庭の見守りなど、切れ目のない支援体制が不可欠であることは、いうまでもありません。

関係法の改正から一年が経過しようとしています。都留市におきましては、現実の虐待問題への対応、支援についてどのように行っているのかおろかいたします。



平成十五年八月に厚生労働省が発表しました「社会連帯による次世代育成支援に向けて」により、現代の核家族化の進行、就労環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、家庭や地域における子育て力が低下するとともに、親の育児負担感が増大するなど、子どもを取り巻く環境は一段と厳しさを増しているとしています。

そのことは、深刻な育児不安や「歪んだ」子育て、さら

には子どもにとって育ちにくい社会への変容につながり、児童虐待や子どもによる犯罪など深刻な事件に結びついておるとの指摘もあるとしております。

子どもや子育て家庭をめぐる課題は、多様化・深刻化の度合いを深めるとともに、全国の児童相談所における児童虐待相談状況の報告件数は、平成十六年度三万二千九百七十九件で、児童虐待防止法が施行されました平成十二年度の一万七千七百二十五件と比較して、約二倍近くに増え、全国的にその対策に苦慮し、関係者の対応が急がれている状況にあります。

そのようななか、平成十六年度には、児童虐待の防止等に関する法律や児童福祉法が相次いで改正され、平成十七年四月からは児童相談所とともに市町村に第一義的な相談窓口となること等を含めた、児童虐待防止対策等の充実・強化が義務づけられたところでもあります。

ご質問の、児童虐待問題への対応についてであります。昨年三月策定いたしました都留市次世代育成支援行動計画に基づいて、地域子育て支援セ

ンターや放課後児童クラブ、乳幼児の健康支援一時あずかり事業、母親・父親学級、新生児の家庭訪問や乳幼児健康事業を実施するとともに、子育て中の母親に対する育児不安などについての相談指導や訪問指導、子育てサークルなどの育成・支援など様々な虐待防止を含めた子育て支援事業に取り組んでいるところであります。

また、児童虐待に関する通報への対応といたしましては、法改正により新たに市町村が通告先に加えられた事により、昨年四月、福祉事務所内へ母子自立支援員を配置し、家庭相談員との連携により、通告を受けた際の幼児・児童の安全確認や家庭への訪問相談・指導体制の充実に努めております。

また、一時保護や施設入所の必要性など緊急度の高いケースにつきましては、児童相談所との連携により対応しているところでもあります。

新年度におきましては、所信表明でも述べましたように、福祉事務所内に子育て支援担当の配置や、谷村地区へ市内四箇所目となる子育て地域支援センターを設置するとともに、民生・児童委員を中

心に地域の皆様の協力をいただき、家庭内の見守りや相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、虐待の早期発見と未然防止対策といたしまして、教育・福祉、保健・医療、警察等の関係機関、さらに地域の方々や民間団体などが連携し協力し合える組織づくりをしていく中で、二十一世紀を担う子どもが心身ともに健康に育つための施策を、質量ともに充実させ、推進してまいりたいと考えておりまので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



市営住宅の管理

について

問 本市では、多くの市営住宅を整備し、市民の福祉の向上や労働力の確保に大きく貢献されてきたものと評価

しております。

また、公営住宅は、「良い住まいのモデル」を公共が、自ら作ることににより、民間賃貸住宅の水準を向上させるなど間接的にも大きな波及効果があり、その果たしてきた役割は計り知れないものがあると考えております。

しかし、近年のアスベストをはじめとする環境問題や少子高齢化問題などを踏まえ、早急に対応していかなければならない課題が、多々あるものと思っております。そこで何点かおたずねをいたします。

市では、市ホームページや広報などに掲載し、市民がアスベスト問題について理解を深めるための情報提供など積極的に取り組んでいると評価しております。その中で、市営住宅におけるアスベストの使用状況調査についてはすでに済んでいるとお聞きしておりますが、その後の住民説明及び対策はどのように考えておられるのかおたずねをいたします。

次に、少子高齢化が進行する中で、単身世帯や夫婦のみなどの世帯、母子世帯などの増加など、入居者の世帯構成に多様な変化が生じており、この

ライフステージの変化に応じた柔軟な入居資格や、その対策について対応ができていないなど多くの課題があると思われまます。

そこで単身者の入居を認めることや、住宅をバリアフリー住宅に改修するなど、市民の住宅ニーズに柔軟に対応していくことも、市民の安住を促進する策として必要ではないかと考えております。このような対策についておたずねいたします。

次に住宅使用料の滞納についてであります。平成十六年度決算書を見ますと住宅使用料の約一七％強が滞納となっております。この処理については、相当の努力をされているものと思いますが、滞納者並びに保証人に対してどのような対策を行っているのか、おたずねをしたいと思います。

最後に、(旧)月見ヶ丘団地と金井団地が取り壊しされ、現在は更地となっており、現在、跡地の利用計画は、どのようにお考えになつていらっしゃるのかお聞かせ願いたいと思っております。

答 本市におきましては、これまで、健康で文化的な生活を営むことのできる住宅

の建設を計画的に推し進め、住宅に困窮する住民に低廉な家賃で提供し、市民生活の安定と社会福祉の増進に努めてまいりましたが、少子高齢化が急速に進行する中、これまでの新規建設による「量的生産」から既存の建物に手を加えながら維持管理していくという「ストック再生」へと移行する傾向にあります。

また、本市では、平成十三年度から十六年度にかけて、老朽化した古渡団地の立替を行い、ユニバーサルデザインを取り入れた、五階建て二棟、六十戸を建設するなど、都留市住宅マスタープランに沿い、市営住宅の整備、充実を積極的に推進し、現在、市内十五地区に四十七棟、七百十六戸の市営住宅を管理しているところであります。

まず、一点目のその後の市営住宅のアスベスト対策についてであります。

アスベストは、昭和三十年頃から昭和五十五年頃にかけて、建築用の優れた断熱材として、一般住宅をはじめ公共施設等の天井や壁材などに多く使用されてきましたが、近年、私達に健康被害をもたらすとして、社会問題となっております。

このため、昨年十一月には、都留市アスベスト問題対応指針を策定し、アスベストによる、健康被害を防止するため、本市の所有する建築物に対し、調査、除去等の手順や手法を定めるとともに、市民向けの相談窓口を設置するなどの対応措置を講じたところであります。

市営住宅のアスベスト使用状況については、全団地を目視や設計図書等で確認し、一部の団地の天井に使用されていた、吹き付け岩綿の分析調査を専門業者に依頼した結果、蒼竜峡団地から微量のアスベストが検出されました。

十二月議会において、蒼竜峡団地の天井改修工事に要する費用の補正予算を承認していただき、団地自治会の皆様方との説明会を済ませ、現在、天井を囲み込む修繕を行っているところであります。

この修繕は、天井をビニール状のシートで囲み込む工法であるため、入居者が日常生活をしながら施工でき、今年度三月末には完工の予定となっております。

次に、二点目の単身者の入居や住宅のバリアフリー化についてであります。少子高齢化が急速に進展す

る中、高齢者世帯や高齢者単身世帯は年々、増加の傾向にあります。

入居資格については、公営住宅法において定められているところであり、この度の公営住宅法施行令の一部改正により、公営住宅に入居できる老人単身者は、五十歳以上から六十歳以上に引き上げられております。

現在、老人単身者の専用住宅は、蒼竜峡団地に二十四戸となっており、また、田原団地、中野団地、井倉団地、古渡団地については、障害者に優しいバリアフリーを取り入れた住宅構造となっており、

その他の団地につきましても、入居者退去後の修繕時におけるフローリング張替えの際等に行なう、段差の解消や各階段への手摺の設置工事などの対応措置に、積極的に取り組んでいるところであります。

次に、三点目の住宅使用料の滞納についてであります。変動する社会経済情勢が続く中で、家賃滞納額は、年々増加の傾向にあります。

滞納額の増加は、公営住宅行政に大きな支障を招くとともに、他の入居者との公平性

をも欠くことにもなります。

現在、滞納者に対し、強力に滞納整理を行っており、高額滞納者には、明け渡しのご請求を指導しているところでもあります。

また、家賃滞納分を一括納入できない方については、確約書に基づき分割にて納入できる方法も取り入れるとともに、連帯保証人に対して債務の請求を行うなど、今後も職員一丸となって、強力で滞納整理に努めてまいりますので、ご理解と協力をお願いいたします。

次に、四点目の旧月見が丘団地と金井団地の跡地の利用計画についてであります。

旧月見が丘団地につきましても、建物取り壊し後、公有地の有効利用を図るべく、財産管理替えにより、行政財産から普通財産に移し、売却処分という方向で作業を進めております。

また、昨年の九月定例会においてご審議いただきました、分譲造成工事につきましては、平成十八年二月十四日より、工事に着手しており、現在、「都留市開発行為指導要綱」の設計基準に基づき、隣接する市道月見が丘団地支線の路側溝の改修、ごみステ

ーション用地の確保等の公共施設整備とともに、造成工事を進めているところであります。

工事終了後、各々が六十坪程度の五区画の分譲地として、公募により良好な住宅地の供給を行っていく予定であります。

また、金井団地につきましても、既に建物の取り壊しは終了しておりますが、団地内の市道金井環状線の改修等も含め、現在、その利用について検討中であり、今後、道路分の行政財産の所管替えと宅

地の普通財産への管理替えを行い、平成十八年度中には、公有地の有効活用を図るという観点から、処分等を含め最適な方向性を出してまいりたいと考えております。



奥秋くに子議員

▼ 犯罪から子どもを守る

▼ 地震防災について

犯罪から子どもを守る 防犯対策を

問 一昨年十一月に奈良県で小学一年生の女子児童

が殺害された衝撃も覚めやらない中、昨年十一月に広島県で、また十二月には、栃木県でやはり小学一年生の女子児童が相次いで、犯罪に巻き込まれ命を落とすという痛ましい事件が相次いで起りました。新聞報道によれば平成十六

年の一年間だけでも十三才未満の子供が被害にあつた件数は殺人事件が百十一件強姦事件が七十四件、強制わいせつ事件は、千六百七十九件に上っているとの事です。

今、日本の子供をめぐる犯罪は、極めて憂慮すべき状況にあると思います。子供の安心安全の確保は親にとつて最大の関心事であるばかりでなく社会全体で取り組まなければ、ならない緊急課題と言えます。

そして子供が安心して暮らせる社会を取り戻すために、早急に、学校・地域・自治体・国を挙げて子供を犯罪から守るための対策を講じ、犯罪の未然防止に取り組むべきだと思います。

こうした中、先日の新聞紙上に県が全市町村に、指導員と スクールガードリーダーを配置する方針と発表されました。

これまで二十三市町村の公立小学校百五十校に配置されておりましたが、文部科学省のスクールガードリーダー委託事業費が今までより大幅に増えた事から八億円から十四億円になり、配置対象は一定規模の小学校から全小学校へ広がり、中学校も含めた県下全公立小中学校三百四校を対象とする方向であると発表されました。この点について都留市の小中学校の状況をおたずねします。

又この様な痛ましい事件の発生を受けて都留市においても先日の市長説明、教職員やスクールガードの方々によって子供達の登下校の見回りや声掛け等が行われて居り、積極的に参加して下さっている皆様に深く感謝を申し上げます。しかし、このよ

うな運動を永続的なものにするための方向性について次の項目について検討をして頂きたいと思いますここに提案致します。

一、路線バスを活用した通学路の確保。

二、各小中学校で防犯教室や危険時の咄嗟の対応についての指導の実施。

三、安全な通学路の点検と見直しにより子供に実感を持つて危険箇所を確認させる。

四、地域住民の防犯意識を高め、尚一層の防犯活動への積極的参加を呼びかける。尚、不審者等に関する情報を共有する取り組みについては、昨年より警察署によるホームページ掲載が行われて居りますが、ホームページでは全市民への伝達が伝わりにくい状態と思われるので市の広報等により再三にわたり知らせていただきたいと思ひます。

又先日山梨日々新聞によるアンケート調査で回答者の九四・八%が小学生や園児の保護者だったが「何らかの危険な目にあつた事がある」と答えた人は一二・七%であり、危険な場所は下校時の通学路や公園と答えています。

都留市の状況をお尋ね致します。

答 全国的に児童生徒が卑劣な犯罪や悲惨な事故に巻き込まれる事件が多発しその状況が憂慮される中、昨年末には児童が下校中に殺害されるという大変痛ましい事件が連続して発生いたしました。

本市では、こうしたことを踏まえ、学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルの再確認を行うとともに、登下校時の安全をも含めた安全教育の推進、防犯ブザーの携帯、子ども一〇番の家の増設、通学路マップの検証、学校、警察、地域でのパトロールの実施など、学校、家庭・地域との連携を図りながら、子どもたちの安全確保に努めているところであります。

本年度は、新たに地域全体で学校安全に取り組むため、各小学校区に学校安全ボランティア(スクールガード)の養成及び、各小学校区の巡回指導と安全評価を行う地域学校安全指導員(スクールガードリーダー)の配置事業を、

文部科学省の委託を受け、積極的に実施しているところであります。

お尋ねの、都留市の状況であります。現在、スクールガードといたしましては、市内八小学校区に約二百五十人の方々の積極的なご参加の中、防犯ベスト等を着用し、子どもたちの登下校時の安全を見守っていただくとともに、スクールガードリーダーには、各小学校の巡回指導や通学路の点検等を行ない、子どもたちの安全確保に取り組んでいただいているところであります。

また、小学校児童の下校時に合わせ、地域の高齢者が通学路を巡回・同行し、児童の安全確保を図る「こどもと高齢者こころの交流推進事業」を東桂小学校区で実施しており、百二十人程の方々に参加をいただいているところであります。

新年度につきましては、スクールガードリーダーのさらなる拡充と市内全地区に「子どもと高齢者こころの交流推進事業」を拡大し、一層の子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、犯罪から子どもを守る防犯対策に係る四項目のご提案につきましては、いずれも子どもたちの安全を確保するた

め重要な観点でありますので、今後検討をしてまいりたいと考えております。

なお、不審者等に関する情報提供につきましては、学校にはメールやファックス等で、保護者には学校からの通知で、また市民には市防災無線を通じて速に行なっているところであり、今後市広報等においても市民への協力依頼を行い、犯罪の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

また、都留市における下校時の危険箇所の状況についてであります。昨年十二月に各学校において、通学路の安全点検を行い、通学路のマップを策定し、集団での登下校時の際の安全確保の指導に活用しているところであります。

いずれにいたしましても、学校、家庭、地域が連携して地域ぐるみで安全確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

地震防災について

問 先月九日マグニチュード七・三による阪神淡路大

震災によって大きな被害を受けた神戸市の「一九九五年一月一七日を忘れない」として建てられた「人と防災未来センター」を都フォーラム、新都会の皆さん十一人で研修に行つて参りました。震災から今年で十年経ち、街は国内外からの温かい援助と、そこに住む住民の助け合う心の輪が地域の力となつてすばらしい復興を遂げて居りました。又災害の記憶を未来につなぐ礎として、前庭には地震の発生した五時四十六分の時間をかたどつたモニメントも建立されて居りました。

建物の四階には映像で崩壊してゆくビルや家屋や車、傾いた高速道路、又その崩壊により寸断された道路や押しつぶされた家屋、電気、電話、水道等、ライフラインの途切れたまさに暗やみの地獄絵と化した街の様子がすさまじい音響と共に映し出されました。そして一瞬にして、近代都市神戸が瓦礫の街に変わり六千四百人の尊い命が奪われ



ました。

又、倒壊した家屋の各所から火災が起こり忽ち火の海となった街がすさまじい音響と共に目前に迫ってくるような恐ろしさを感じました。

二階の語り部のコーナーでは、災害にあった方が自らの体験を語ってくれました。この都市直下型の大地震は、最初の揺れが、わずか数秒だったと言います。その女性によると、室内の柵から物が崩れ落ち、ガラスが割れて室内に飛び散り、タンスや戸棚が倒れ落ちて、その引き出しが遠くまで飛んで、身動きがとれなかつたそうです。咄嗟に、寝ていた布団を頭からかぶった所へタンスが倒れてきました。丁度タンスの開き戸の中に体が入ったので命が助かったのだそうです。

又、「倒れた家の下敷になつた人達を、道具がないために助け出す事が出来なかつた。せめてあの時大きなパイルがあればあの人達を助けることが出来たのに」とも、涙ながらに話しました。

それから、避難所での苦しかった不自由な生活、又、優しい手をさしのべてくれたボランティアの人達や救援物資への感謝の言葉もありまし

た。以前から富士山噴火や、やがて起ると予想されている東海地震が発生した場合、その被害を少しでも抑制するために、行政からも、減災にむけた取り組みがなされております。しかし、災害の当事者意識を持った日ごろの心がけを、なお一層、市民全般に広く呼びかけるべきだと、この研修を通じて強く感じさせられました。つきましては、この震災のビデオ映像を都留市において上映していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。又、この語り部の方の生の声を聞く機会をも、是非設けていただきたいと思います。



現在、山梨県で最も発生が懸念されており、東海地震につきましては、昭和五十三年に東海地震対策が開始されて以来、東海地域における観測データが蓄積され、同時に駿河湾を震源域とする科学的知見の進展も得られた結果、より正確に東海地震発生の危険性が想定されるようになり、被害軽減対策が喫緊の課題となっております。

ひとたび東海地震が発生しますと、その周辺地域では甚大な被害が生ずることが予想され、本市においても昭和五

十三年に「地震防災対策強化地域」として指定されて以来、地域防災力の充実をはじめ公共施設や一般住宅の耐震化、防災資機材の整備、災害時相互援助協定の締結など防災対策の強化を図つて来たところであります。

地震における基本的な考え方は、機動的かつ横断的に対応できるバランスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指すため地域に根差した防災対策を総合的に推進していかねければならないと考えております。

このため、平成十七年度においては盛里地域や宝地域の協働のまちづくり推進会などの要請により、自主防災会をはじめ二十六団体の皆様に対して、「ふれあい講座」を開催し、地震の起こる仕組み、家屋の耐震化の重要性、家具の転倒防止の必要性、被災者を支援する手法、行政の防災対策などについて説明し、出席された多くの皆様に地震対策の重要性を認識していただいたところであります。

また、広報「つる」におきましても本年三月号より十二回シリーズで「防災ミニ情報」欄を設け、東海地震にお

ける知識と対策を認識していただくこととしております。次に、議員ご指摘のとおり阪神淡路大震災では六千四百三十三名の尊い命が失われ、その亡くなった方の八〇%以上は建物の倒壊等によるものであります。

平成十七年九月の中央防災会議では、建築物の耐震化緊急対策方針が打ち出され現在の住宅の耐震化率七五%を今後十年間で九〇%にまで引き上げることを目標としているところであります。

基本的に地震に弱いとされる家屋は、建築基準法改正（昭和五十六年五月）以前の耐震基準で建てられた木造住宅が該当するわけですが、昨年度が出した山梨県東海地震被害想定調査により、都留市におきましては一万一千五百五十七棟の木造家屋の内、建築基準法改正（昭和五十六年五月）以前に建てられた家屋は七百一棟であり、市内の六一・五%が地震に弱いと判断されております。

このため、本市でも建物無料耐震診断や新年度より、耐震改修への補助を実施し、家屋の耐震化を促進するとともに、ボールやジャッキなどの資器材につきましても、市の

補助金を活用する中で各自自主防災会に、整備していただくようお願いしているところでもあります。

また、震災のビデオや阪神淡路大震災を体験した語り部の声を本市の防災対策に活かすことについてであります。また、自主防災会などの「ふれあい講座」において活用できるかを検討してまいります。

また、平成十八年度で支援制度を新設することとしている「防災士」講座は、阪神淡路大震災の経験をもとに、防災や減災、危機管理及び災害救援等についての専門的知識を学ぶことにより、災害に強い地域づくりのリーダーを養成するものであり、認定後は修得した知識や技能を地域において十分活用していただけるものと考えております。今後も、議員各位をはじめ市民の皆様のご意見をいただき、災害に強いまちづくりを目指してまいります。



小俣 武議員

- ▼市立病院の運営と介護老人保健施設「つる」並びに介護保険の今後の対策について
- ▼市町村合併について
- ▼自治会対策と鳥獣対策について

市立病院の運営と介護老人保健施設「つる」並びに介護保険の今後の対策について

問 始めに市立病院の運営についてであります。

平成二年、市民待望の市立病院が開院して以来、十六年目を迎えました今日、十三科百四十床体制に整備拡充されるとともに、地方都市中核病院としても位置づけられ、益々市民の病院として、定着してきております。

市民ニーズに応えるべき医療スタッフ、事務局、看護師の切磋琢磨する姿が、今日の病院運営に反映されていると思います。

ところで、今や我が国は、経済の先行き不透明感や不安感、更には、低迷が依然として続く中、地方自治財政は極めて厳しい状況にあり、地方都市自治体病院を取り巻く環境も大変厳しく、大きな変革期を迎えようとしておりま

す。

そのような状況下で、平成十四年四月には診療報酬が一・三〇%、保健医療材料が一・四%、併せて二・七%の引き下げ改定があり、平成十五年四月には保険本人一部負担を三割に引き上げられた事により、赤字決算をしている多くの県下自治体病院に、大きな影響と打撃を与えておりますが、孤軍奮闘の努力をしていただいております都留市立病院関係者に対し、市民の一人として心から賞賛したいと思います。

それでは、質問に入りませう。

一、複数年で黒字決算が続く中でこそ、医療スタッフの必要とする高度医療機器の整備検査体制の充実を図るべきであると思いますが、どのようなお考えでいるかおたずねいたします。

二、平成十六年度の収支決算額は、承知しておりますが、平成十七年度今現在の収支決算との比較は、どの

ようになっているのでしょうか。

三、資本的支出に基づいた、施設改修面と機器備品の成果についておたずねいたします。

四、平成十八年度の機器備品の購入予定はあるのでしょうかおたずねいたします。

五、災害時における自家発電対策と日頃の訓練についてお教えいただきたいと思っております。

六、市内在住者の透析患者数についてお尋ねいたします。

七、市立病院で受けている透析患者数はどのくらいいるのでしょうか。

八、透析患者の一日の対応人数はどのくらいいるのでしょうか。

九、広報「つる」三月号に子供予防接種週間実施に市立病院がのっていないのはどのような手落ちがあったのでしょうか。

次に介護老人保健施設「つる」並びに介護保険についてであります。

介護老人保健施設「つる」の開所は、平成二年五月入所百床、通所十床で開所され、平成十二年四月には、介護保険制度の導入は、将来、介護

というバラの花が咲くかの様な錯覚を国民に与えたかのように思います。

今日に至っては国の愚作とも言うべき度重なる法律改正の中、本年四月よりまた、法律改正がされ、対象者の家庭では入院費用が増加し、保険料も増額アップが予想されており、今後、更に厳しい対応が求められるところであります。

そこで質問に入りますが、一、法律改正での介護老人保健施設「つる」の収入減対策について、お尋ねいたします。

二、市は、三年ごとに介護サービスの利用料を予測し、高齢者から徴収する介護保険料は都留市においては、どのように変化していくのでしょうか。

三、現在介護保険料（六十歳以上の第一号被保険者）の未納状況について、お教えいただきたいと思っております。

四、六十才以上で国民年金無年金者の介護保険未納状況について、お教えいただきたいと思っております。

五、本市においては、介護保険財政安定化基金をたよりにするのか伺います。

六、介護保険未納者も介護認定を受けて、施設入所できるのでしょうか。



総務省が平成十六年十一月に公表した「地域医療の確保と自治体病院のあり方等に関する検討会報告書」では、平成十四年度決算ベースで全国の自治体病院の六割を超える団体が赤字団体であると報告されるなど、近年の病院を取り巻く状況は極めて厳しいものとなっております。

また、本年四月から診療報酬が改定されることとなり、診療報酬については一・三六%の減、薬価については、一・八%の減、全体の改定率は三・一六%の減となり、大幅な減収となることが予想されております。

このような中、市民の医療ニーズを的確に把握し、良質な医療をいかに効率的、継続的に提供していくかが重要な課題であり、当院では近隣病院の動向やアンケート調査等を実施する中で、市民が望む総合病院としての機能を備えるため増科・増床を行い、地域医療の中核病院としての役割を果たしながら、概ね順調に経営されてきたところであります。

ご質問のありました市立病

院の運営についての第一点目、高度医療機器の整備についてであります。当院での診療に必要な高度医療機器につきましては、これまで計画的に購入を進めてきており、今後も十分医療スタッフとその必要性や緊急性また経済性を検討する中、購入を進めてまいりたいと考えております。

なお、当院で恒常的に実施できない高度医療に必要な機器の整備につきましては、山梨大学附属病院や県立中央病院などの病病連携を一層推進し対応していくことが、経営面や病院機能面から見ても好ましいものと考えております。

次に二点目の平成十六年度決算額についてであります。が、経常利益で一億八千七百九十三万円の黒字経営であり、当期は本年一月末現在、収益状況は対前年比七・七％増、費用は七・三％増であることから、本年も平成十六年度決算額と同程度以上の利益額は計上できるものと考えております。

次に、三点目の施設改修面と機器備品の成果についてであります。施設整備につきましては、平成十七年度にお

いて、南病棟の三階及び四階に身体障害者用トイレを各二カ所増設、また慢性的な駐車場の改善を図るため、地権者のご協力をいただき、無償で土地を借用し駐車場整備工事を行いました。

また、機器備品につきましては、平成十六年度から医療機器の実態の把握と利用頻度の調査をし、緊急度の高いものから順次入れ替えを行い、平成十六年度は、全自動血球分析装置、超音波白内障装置や血液透析装置など三十八物品で一億五千二百二十万円、平成十七年度は、レントゲン一般撮影装置、手術台やベッドサイドモニターなど百四物品で一億三千四百五十万円の購入を行い、よりの確な診断・治療に努めるとともに、入院患者や外来患者に対する環境整備や利便性の向上を図ったところであります。

次に、四点目の平成十八年度の機器整備についてであります。平成十八年度の医療機器整備につきましては、関係部署との綿密な調査、打ち合わせを行い、利用頻度などを考慮し、血液製剤管理システムなどの導入を予定しております。

次に、五点目の災害時における自家発電と日頃の訓練についてであります。非常時における必要最低限の電力供給がスムーズに行えるよう発電機を南棟及び北棟に各一機設置し、始業点検を適時行ない災害の発生時に備えているところであります。

また、防災訓練につきましては、消防法に基づく訓練を二年二回実施するとともに、保守業者に防災機器の点検を委託し、必要とされる機器の改修や防災関係備品の更新などを行い、患者や医療スタッフの安心して治療を受けたり、安心して診療が行えるよう施設・設備の維持管理に努めているところであります。

次に六日目、七点目の透析患者数及び当院での患者数並びに一日あたりの対応人数についてであります。市内在住の透析患者数は九十八名であり、当院で透析が行われている患者は六十八名、その内五十七名が市内在住の透析患者であります。

当院では、透析患者の負担を最小限度に抑えるため、月・水・金曜日が二サイクル、火・木・土曜日が一サイクルで実施し、一日当たり二十名から三十八名の透析を行っている

ところであります。なお、平成十八年二月の総透析患者数は延べ六百七十九名でありました。

次に、八点目の広報「つる」三月号に掲載されました子供予防接種週間実施に市立病院が載っていないのはどのような原因かについてであります。

市民の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしました。このことにつきましては、都留医師会からの問い合わせに対し、医療部門と管理部門との協議が不十分であったことが要因であります。

今後、このようなことが再発しないよう病院内で十分な協議を行いましたのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、介護老人保健施設「つる」並びに介護保険についてであります。

介護保険制度は、要介護状態になった場合でも、できるだけだけ住み慣れた家庭や地域で生活を営むことができるよう社会的に支援していくことが基本であり、当施設につきましてもこの趣旨に沿って入所者の自立支援と在宅復帰を進めるため、リハビリ・看護・介護・生活指導を行うとともに、

に、デイケア・ショートステイなどにより介護者の負担の軽減を図るなど、利用者とその家族に対し、適切な介護の提供に努めてきたところであります。

ご質問の介護老人保健施設「つる」並びに介護保険について的一点目、減収対策についてであります。平成十七年十月の介護保険法改正では栄養ケアマネジメントと個別リハビリテーションに重点が置かれたことにより、当施設では管理栄養士を配置し、入所者へのサービスの質の向上と増収対策に取り組んでまいりました。

さらに、本年四月の介護保険法の改正では施設サービスから在宅サービスへの誘導がなされ、長期入所は減算、通所系サービスは加算となる仕組みに変更されることとなります。

このため、関係法令を遵守する中で、リハビリテーションマネジメントを始めとする加算項目のサービスを充実し、質の向上と経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

次に、二点目の都留市の介護保険料についてであります。

介護保険料の算定は、過去の給付実績をもとに、介護保険事業計画期間の三年間における介護サービス給付費等の見込額を推計し、その一定割合を第一号被保険者数で除すという方法で行われます。給付実績につきましては、要介護・要支援認定者が介護保険制度開始以来右肩上がりで増えており、サービス利用者も比例して増加している状況であります。

また、個々のサービス利用も増加傾向にあり、給付額は年々増え続けております。

本市の保険料につきましては、世帯では住民税課税、本人住民税非課税という方に負担していただく、第四段階、旧第三段階の基準額において、第二期保険料月額が二千九百三十三円から八百三十四円増の三千七百六十七円となり、増加率は二八・四％となっております。

また第三期介護保険事業計画策定に当たりましては、平成二十六年までの本市の高齢者の状況を推計し、そこに至る中間段階の位置づけという性格を有するものとして策定いたしました。計画では、平成二十六年に至りますと、高齢者人口は八千二百五

十七人、要介護・要支援認定者数一千三百七十一人、認定率は一六・六％と推計され、介護保険料は三年の見直しごとにより上がっていくことが予想されており、今後は介護予防事業の充実を図り、保険料抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、三点目の介護保険料の未納状況についてであります。介護保険料の徴収は、年金収入が年間十八万円以上の方は年金から天引きする特別徴収の方法をとり、それ以外の方や、六十五歳に到達したばかりの方などは、納付書を送付し直接納入していただく普通徴収の方法をとっております。

公平性の観点からすると全員が、特別徴収の方法をとれることが理想ですが、現行制度下では、障害年金や遺族年金からは特別徴収ができず、普通徴収から特別徴収への移行も年一回と限られており、三月六日現在で普通徴収の方が千九十二人となっております。

この内、同日時点での滞納者数は三百五十五人で、未納額は千五百万三千三百円となっております。

このような方には、税務課の徴収専門員が訪問し納入を促したり、場合によっては介護保険担当職員が同行し、滞納が続いた場合、介護サービス利用時に適用される給付費償還払い化などの制限措置について説明し、納入の指導を行っております。

今後も介護保険担当と税務課収納担当との連携を密にし、滞納者への納入に対する相談・指導に努め、公平性の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、本年四月からの介護保険制度改正においては、障害年金や遺族年金からの特別徴収も可能となり、普通徴収から特別徴収への移行も隔月で実施されるなど、制度面からも公平性の確保が図られることとなっております。

次に、四点目の六十歳以上で国民年金無年金者の介護保険未納状況についてであります。市内の無年金者について、山梨社会保険事務局大月事務所に確認したところ、国民年金・厚生年金・共済年金制度が一元化されていないため一括で管理されておらず、六十歳以上の国民年金無年金者についての把握は不可能である

との回答でありました。このことから、六十歳以上で国民年金無年金者の介護保険未納状況を把握することは不可能であり、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、五点目の介護保険財政安定化基金についてであります。

介護保険法においては、介護保険事業計画期間において、推計した保険料について、不足が見込まれる場合に対応するため、各都道府県で都道府県及び市町村が財源を拠出し、財政安定化基金を設置することとなっております。

山梨県では平成十六年度で七市町村が基金からの貸付を受けております。

本市におきましては、昨年十一月の時点で介護サービス給付費の推計を行ったところ、保険料の不足が見込まれましたので、十二月定例会において介護保険事業特別会計での財政安定化基金貸付金の補正をお願いしたところであり、十月の施設サービス給付費の改正における影響額が十二月に実績として出ましたので、それを考慮して再度推計を行ったところ、借入額を大幅に縮小できる見込み

となり、今定例会に減額の補正をお願いしているものであります。

また、第三期介護保険事業計画の策定に当たりましては、過去の給付実績をもとに三年間のサービス必要量を推計するとともに、新予防給付や地域支援事業で実施します介護予防事業の影響も適切に見込んでおりますので、今後大幅な給付の増が生じない限り、財政安定化基金の貸付を受けることはないと考えております。

次に、六点目の介護保険未納者の施設入所についてであります。

介護保険制度は介護の負担を全員で支えるしくみであり、介護保険料を広く浅く負担していただくこととなっております。サービス利用時には滞納による制限措置が課せられることとなっております。

介護保険の要介護認定に關しましては、たとえ保険料を滞納していても認定を受けることができ施設入所も可能ですが、サービス利用時に滞納があった場合、その滞納が一年経過するとサービスに係る費用をいったん全額負担し、申請によりあとから九割が支払われる給付費償還払いとな

り、さらに滞納が一年六ヶ月に及ぶと費用の全額負担後に申請しても一時的に差し止めを行い、滞納分との相殺が実施されます。

また、一年以上滞納した場合には、通常一割の利用者負担が三割に引き上げられ、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

本市においては、新規申請時や更新申請時において、介護保険料の納入の状況を確認し、滞納者には文書により納入を促すとともに、状況によっては税務課収納担当と連携し個別に訪問を行うなど、制限措置の内容を説明し介護保険料を納入した上でサービスを利用するよう指導を行っているところであります。



市町村合併について

問 平成十二年、国において

地方分権一括法が施行され、地方分権社会への進展に伴い地方自治体は、的確に住民ニーズを把握して、自らの

手で企画立案をしていく努力と能力を培い、広域的な問題発生に対応できるよう、確固たる信念を持ち続け、英知と努力で克服していく力を養うことが肝要であります。

地方分権社会の確立に向けた、三位一体改革の中心となる行財政改革は、地方自治体の自覚と責任そして役割を、もたらすため、市町村は全責任を背負って対応していかなくてはならないと思えます。

県内においても合併特例法期限内で最後の合併となる北杜市で終わりを告げました。二〇一〇年三月末までの合併新法期限内での枠組を検討してきた、市町村合併推進審議会は、県下十八市町村を念頭に構想を打ち出す中、八圏域の合併の組合せを示し早期に実現すべき合併に本市が対象となり、県は答申を基に加速させたい考えでありますが、首長や住民との間で合意形成がされておらず、大きな難題提起もされると思えます。

県推進審議会が決定した三月末までに、答申に基づき合併の組合せを示した構想を作成し、新年度以降に、対象自治体に対し、合併協議会の設

置を勧告することも念頭におくと強気の発言をしておりますが、

一、本市では新推進協議会へどのような町村との合併を選択して報告をしているのかうかがいます。

二、県推進協議会が答申した都留市、西桂町、道志村合併に市長はどのような考えでいるのかうかがいます。

三、三市町村の合併の枠組みに対し、財政指数はどのようになると思えますか。

四、市長は、道州制導入にどのような見解をもっているのかおたずねします。

答 まず、一点目の「山梨県市町村合併推進審議会へ、どのような町村との合併を選択して報告をしているのか」についてであります。

昨年七月、県では、市町村の自治能力の更なる向上を目的し、自主的な市町村合併をより一層推進する必要から、構想作成に係る調査審議のため、山梨県市町村合併推進審議会を設置し、審議や合併構想作成の基礎資料等とするため、「市町村の将来見通し及び市町村合併等に関する意向調査」が実施されました。

調査項目は、将来の見通しや行財政改革、市町村合併等

に関する意向などから構成され、本市では、これまでも、合併問題は避けて通れないものと受けとめ、合併問題に真摯に取り組んでまいりました。この姿勢を堅持し、合併

先市町村は、地理的にも、歴史的にも本市にとって、一体感を共有しやすい関係にある自治体とする旨の回答をいたしましたところであります。

次に、二点目の「県審議会が答申した、都留市、西桂町、道志村の合併」についてであります。

本市では、これまで、住民発議に基づき、本市と西桂町、道志村、旧秋山村の四市町村による法定協議、また、本市と道志村の二市村による任意協議が行われるとともに、本市、西桂町、道志村の三市町村間での合併に向けた職員間での研究協議も行われた経緯があります。

これらはいずれも不調に終わり、「市町村の合併の特例に関する法律」による特例措置が講じられる期限内での合併は実現いたしませんでしたが、今回、県推進審議会から答申された三市町村につきましても本市にとって、一体的に共有しやすい関係にある自治

体であると考えております。次に、三点目の「三市町村の合併の枠組みに対し、財政力指数はどのようになるのか」についてであります。

財政力指数は、地方交付税算定に係る基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た値の過去三カ年平均値で表すもので、市町村の財政力を測る目安とされております。

この値が一に近ければ近いほど、その団体は財政力が豊かであることを示し、一を超える団体は、地方交付税の交付団体となります。

因みに本市の平成十六年度における財政力指数は〇・四八五、西桂町は〇・三五〇、道志村は〇・一八六であり、仮に合併したとすると、〇・四三四となり、本市単独の場合との比較では、〇・〇五一のマイナスとなるものと予想されます。

次に、四点目の「道州制の導入」についてであります。現在、市町村合併が進み、基礎自治体である市町村の規模・能力が拡大しつつあること、また、環境問題や防犯・防災対策など広域的な行政課題が増大していることから、都道府県のあり方が問われております。

その中で、今後、都道府県が広域自治体としての機能・役割を十分に発揮していくためには、区域の拡大が必要と考えられており、現行の都道府県よりも大きな区域をもつ広域自治体制度の一つとして「道州制」が議論されているところであります。

道州制は、中央集権型の日本を、地方分権型あるいは地方主権型の日本に変えていくこととする試みで、中央省庁の関与の緩和に留まらず、国から地方へ権限や財源を大胆に移譲し、経済的に自立しつつ、地域のことは地域で決める、効率的で透明感のある地域主権型社会を実現しようとするものであります。

しかしそのためには、国は外交や安全保障、通貨などの国全体で調整が必要な分野のみに特化し、これまで持っていた多くの権限と財源を放棄する決心が必要であり、道州は国の依存から脱却し、圏域内の環境、治安、医療、福祉、教育、交通、基盤整備などの事業系の仕事は、すべて地域で決定し責任を負う覚悟をすることが、必要であると考えております。

いずれにいたしましても、大変厳しい財政状況の中、

地方分権はますます進み、市町村には地域の総合的な行政主体として多くの権限が付与されてくると考えられますので、合併するしないにかかわらず、当面は、その権限の付与に対応できる柔軟性に富んだスマートで効率的な透明性の高い組織を整え、徹底したコスト削減に努めるとともに、職員一人ひとりの法務能力、政策形成能力、財務経営能力、渉外交渉能力を高め、財政的にも政策的にも自立し、市民ニーズに的確にかつ迅速に答えられる行政主体を目指し、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

自治会対策と 鳥獣対策について

問 一、市内一斉消毒について、消毒を実施している自治会数は

- 二、消毒液の自治会負担の全額助成について
- 三、市内全域のイノシシ対策について
- 四、中央道西側のサル対策について
- 五、多頭犬飼育の経過と現状について

答 平成十七年度は市内九十自治会の内、五十七自治会、約六二・六％で実施しており市の環境衛生の維持、向上に大きな成果を得ているところであります。

次に、二点目の消毒液の自治会負担の全額助成についてであります。

害虫駆除消毒は、主として個人住宅の消毒を行なうため、受益者負担の原則に当てはまるものであります。自治会で実施することにより、駆除効果が上がります。環境衛生にも資するという、公益的な側面もあるため、消毒機械の貸出しにつきましては無料とし、消毒液のみ二分の一の個人負担をお願いしているところであります。ご理解をお願い申し上げます。

次に、三点目の市内全域のイノシシ対策についてであります。

イノシシの被害防除につきましては、東部猟友会都留支部に依頼し、捕獲を行うとともに、箱オリの貸し出し、実証圃（川棚、上大幡）での電気柵の設置、また、複数の農家や個人が防除柵を設置する場合には、設置にかかる費用に対し、県補助や市単独補

助を組み合わせ助成を行うなど、その対策に努めてまいりました。

現在、複数の農家が設置している電気柵や防除柵は、市内二六箇所受益面積は四〇・三一ヘクタールとなっております。

また、平成十七年度から新たに設けました、個人への助成制度利用者は六件となっており、いずれも、設置後は被害報告が寄せられていないことから、高い効果が得られているものと考えております。

次に、四点目の中央道西側のサル対策についてであります。

サルの被害対策につきましては、その生態に応じた対策が必要との観点から、平成十五年度から県環境科学研究所のご協力をいただき、市内一円で生態調査を実施しているところであります。

これは、捕獲したサルに発信機を装着し、サルの行動圏を把握することや食性及び被害の発生時期・発生地点を調査することなどを目的としており、平成十六年九月には生息状況や行動パターン、被害状況などが報告され、行動圏が二市一町に及ぶことが確認されました。

これらの状況から、増加する被害に的確に対応するためには、より広域的な取り組みが必要であるとされ「富士北麓・東部地域農作物獣害防止対策会議」が、設置されたところであります。

サル被害防除につきましては、いまだに効果的な対策は確立されておりませんが、現在のところ「追い払い」が最も有効な手段といわれており、長期的な視点に立った集落単位での住民の協力が必要不可欠であります。

そのため、集落単位での説明会や意見交換会を開催するなど、地域住民が一体となつてサルを寄せ付けない環境対策を進めるとともに、サル群の接近を「音」と「光」で事前に知らせる「サル接近警報システム」の導入について検討を始めたところであります。

今後、本年度で終了いたします生態調査の結果を踏まえた上で、効果的な各種対策を検討するとともに、県に対しても、人と自然が共生する森林整備の促進や、捕獲・防除対策への財政支援の拡充等を要望してまいりたいと考えております。

次に、五点目の多頭犬飼育

の経過と現状についてであり
ます。

平成四年頃から都留市内で
始まりまして、犬の多頭飼育
につきましては、飼育地に隣
接する住民の方々から、様々
な苦情が寄せられ、その都度
県とともに文書や口頭による
指導を行なうてまいりました
が、効果がありませんでした
た。

そのため、県は動物の愛護
及び管理に関する法律によ
り、改善勧告、改善命令を行
ないましたが、これも何ら改
善がなされなかったことか
ら、平成十四年に住民への被
害の未然防止や迷惑をなくす
ことが重要であるとして、
関係自治会、都留警察署、
都留市環境審議会、県衛生薬
務課、保健所、愛護団体、都
留市などで構成された、都留
市多頭飼育犬対策会議を設置
し対策に取り組んでまいりま
した。

対策会議におきましては、
頭数削減や環境浄化などのた
め、関係機関がそれぞれの役
割分担を決め、個体識別によ
る頭数管理、飼育状況の監
視、野犬の捕獲、成犬譲渡会
の開催、不妊、去勢手術等を
実施したことにより飼育頭数
が削減され、その効果が現れ

てきたところであります。

特に、権現原地区の飼育犬
が大きく削減されたことか
ら、平成十六年十二月には対
策会議が主体となつて権現原
地区の犬小屋を撤去し、飼育
場所を閉鎖したところであり
ます。

現在の飼育頭数は市内二箇
所の飼育場所でピーク時の約
四割にまで減少しております。

谷垣 喜一議員

▼（仮称）自治基本条例について
▼市営住宅について
▼学校における食育の取組みについて

（仮称）自治基本条例 について

問 第五次都留市長期総合
計画について小林市長は
「三月一日に基本計画（案）
が、長期総合計画審議会より
答申されました。この答申を
受け長期総合計画本部員会議
において最終決定されたこと
ろです。」と所信説明であり
ました。

昨年（昨年）のまちづくり会議か
ら、市民と職員がてづくりで
策定してきました長期総合計
画です。しかし、実施にあた
り長期総合計画での前半五年
間の基本計画と、市長任期に

今後とも、地域住民の不安
を解消すべく、対策会議を中
心に、頭数削減、環境浄化に
努めてまいりたいと考えてお
りますので、ご理解とご協力
をお願い申し上げます。



一年以上の差があります。長
期総合計画と市長任期がどう
関係があるのかと言いますと
十二月議会でも申しましたが
小林市長になりました最初の
長期総合計画です。パブリッ
クコメントをはじめ、都留市
の将来像を願ひ策定したこと
はもちろん評価できますが、
多くの市民が望んでいること
は小林市長に是非実現してほ
しい、小林市長ならばできる
という希望と期待感でありま
す。是非、市長のマニフェス
トとの思いで各事業に積極的
な取り組みをお願いいたしま
す。

さて国において、平成十二
年四月に地方分権一括法が施

行となり、国と地方公共団体
は同等であるとの理念で来ま
したが三位一体改革が行わ
れ、現在各自治体は存続をか
けた戦いが展開している様相
であります。

その中で、各自治体は自治
基本条例を策定しはじめまし
た。

自治基本条例は、自治体の
組織と運営の基本原則を定め
るものであり、「自治体の憲
法」とも言われております。
二〇〇〇年十二月に北海道
二七〇町が、全国初の自治基
本条例として「二七〇町まち
づくり基本条例」が制定され
ました。

高知市では、「まちづくり
いっしょにやろうや条例」を
策定し前文がお国言葉の土佐
弁で表記されております。

本来、地方自治とは、そこ
に住み・暮らす住民のために
あるものであり、地域とは、
住民自らが責任を持って決め
ていくことが自治の基本であ
ります。自治基本条例は、国
からの強制ではなく、こうし
た考えのもとで策定されてお
ります。

現在全国で、制定中を含め
百を超える自治体が取り組ん
でいると伺っております。
自治基本条例は、まちづく

りの理念・目標、まちづく
りの基本原則、自治体運営の制
度や仕組みがあり、本市の最
高規範となるものでございま
す。

自治体の自己決定・自己責
任の体制整備が求められてい
るこの時期こそ、人まかせで
はなく我がまちの民主主義を
確立する思いを反映される自
治基本条例にしていきたいま
すよう今後の取り組みついて
お考えをお聞かせ下さい。

答 今議会の所信でも述べま
したとおり、本年四月よ
り、「スマートシティ（賢い
都市）都留」を将来像とした、
第五次都留市長期総合計画が
スタートいたします。

今後、地方分権時代にふさ
わしい個性的で自律的な連帯
感あふれる住むことに矜持と
愛情の持てる地域社会の実現
を目指すとともに、本計画に
盛り込まれた数値目標の達成
や、政策、施策、事業の推進
など、市民との協働により一
意専心取り組んでまいります
ので、市民の皆様には、さら
なるご支援とご協力をお願い
申し上げます。

さて、本市では、これま
で、平成十二年三月には、
全国に先駆けて、男女間のパ
ートナーシップを形成するた

め「都留市男女共同参画基本条例」、さらに、同十五年四月には、市民と行政と事業者とのパートナーシップを構築し、協働のまちづくりを推進するため、市民手作りにによる「都留市市民活動推進条例」を施行するなど、市民と行政がそれぞれの責任を果たしつつ、パートナーシップによる市民協働型まちづくりの確立に努めてまいりました。

また、昨年は、地域における協働のまちづくりの推進母体となる「地域協働のまちづくり推進会」が、地域の盛り上げの中、新たに四地区で設立され、市内七地区すべてに、推進会が設立されるなど「協働・協治・協創」の理念に基づき、市民主体のまちづくりの推進基盤が確立したところであります。

議員お尋ねの「(仮称)自治基本条例」は、これまで本市が確立に努めてきた市政の基本的なルールを定めるとともに、市民参画と協働による市政経営のしくみを制度的に保障した「市の最高規範」となるもので、このたび策定いたしました「第五次都留市長期総合計画」において、「あらゆる主体が参画し、協働するまちづくりー人・まち・自

然とむすぶコラボレイトアクション」の中で、重要課題と位置づけられ、その制定に取り組みむこととしております。

そのため、平成十八年度は、庁内に職員による「(仮称)自治基本条例策定推進班」、並びにワーキングを設置するとともに、ワークショップ方式による「(仮称)市民検討委員会」を発足させるなど、地域の自治の担い手となる市民との協創による取り組みに着手してまいりたいと考えております。



市営住宅について

市営住宅について、三点お伺いいたします。

一点目は、市営住宅入居に対する連帯保証人についてお伺いいたします。

都留市は、住みやすい環境なので引越して市営住宅に

入居したい。しかし、都留市に知り合いがなく連帯保証人が見つからなくて困ります。との相談を受けました。

甲府市や山梨市においては、連帯保証人は市内居住者ではなく県内居住者となっております。以前にくらべ交通の便はよくなり、県内のひとの交流もかなり活発になってきました現在においては、すみやすい環境を選ぶことは必然的になってまいりました。

そのようなときに、市内で連帯保証人がみつからないだけで住めないのでは本人もあきらめきれない感がありま。職員の負担が多くなることはわかりますが、住民サービスとして連帯保証人を県内居住者まで拡大していただけないでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

二点目は、保証人連署の免除についてお伺いいたします。

都留市における市営住宅に入居する場合、保証人連署を必要としない特別な事情とは、どのような時か、また社会的につながりを欠いた六十五歳以上の単身高齢入居者も免除になっているのか、なっていないければ保証人の免除に六十五歳以上の単身高齢入居

者を加えていただきますよう今後の取り組みについてお聞かせ下さい。

三点目は、井倉団地の空き住宅対策についてお伺いいたします。

現在、井倉団地は二十六戸の空きがあると聞いております。井倉団地は、特定公共賃貸住宅であります。他市の特定公共賃貸住宅状況をお聞きいたしますと、空き住宅が多くあり悩んでいるとのことです。

本市としても、これ以上空き住宅を増やすことは、維持費の確保にも影響がでてくるのではないのでしょうか。

家賃の値下げも視野に入れていただくなど井倉団地の空き住宅対策について今後の取り組みについてお聞かせ下さい。

四点目は、公営住宅法施行令の一部改正についてお伺いいたします。

昨年、十一月二十九日の閣議で、公営住宅法施行令の一部改正が決定されました。

本年(二〇〇六年)二月一日から一部が施行されており、四月一日にすべて施行されます。

まず、小学校就学前の子ど

もがいる世帯については、これまで月二十万円を上限としていた収入基準を、二十六万八千円まで引き上げ、事業主体である地方自治体の判断で引き上げることが可能となりました。これまでも、障害者や高齢者、ハンセン病療養者などが家族にいる場合に認められていた収入基準の緩和を、子育て世帯にも広げたものとなります。この基準を給与所得者の年収に換算すると、夫婦と子ども二人の四大家族で約五百十万円から、六百十万円に引き上げられることになり、約四割の世帯が該当することになると言われております。

「部屋が傷む」「うるさい」「長く居座られる」などの理由から、民間の賃貸住宅で子育て世帯は敬遠されがちになっております。好ましいことではないが、実態を放置しておくことはできないと思われ。ますので、こうした世帯に良質で比較的安い住宅を提供することは、子育て支援の意味からもたいへん大きな意味をもつことに違いありません。公営住宅の入居は、家族での入居が原則になっておりますが、これまでも、高齢者や身体障害者、生活保護を受け

ている人などは単身での入居を認めてきました。今回の改正では、これに知的障害者、精神障害者、DV（ドメスティック・バイオレンス）配偶者による暴力被害者の単身での入居が可能になりました。

知的・精神障害者の入居については、障害の程度にかかわらず入居を認める方針と聞いております。

DV被害者について公明党は、防止法制定（二〇〇一年四月成立）当時から、離婚が成立しない場合でも被害が認定された場合には公営住宅への入居を認めるよう求めてきたが、今回ようやく実現となりました。DV被害の場合、加害者である配偶者（多くは夫）との離婚成立までには時間がかかります。その間の新たな生活に向けた準備を支援するためにも、公営住宅が利用できることは大きな意味を持ちます。

今回の改正は、公営住宅を設置・運営している都道府県や市区町村の裁量の幅を広げたものとなっております。「くしなればならない」「くしてはならない」という規定ではなく、「くできる」という基準であり、実現に移すに

は、条例などの改正が必要になります。つまり、自己決定、自己責任となっております。「住」は生活の基本であります。そうした意味合いも含め、豊かな住生活の実現を図るため、基本理念、住生活基本計画の策定や基本となる事項を定めた住生活基本法案が本年二月八日に閣議決定され今まさに衆議院にて審議中であり

ます。公営住宅法施行令の一部改正に伴い、本市における今後の市営住宅施策について取り組みをお聞かせ下さい。

まず、一点目の市営住宅入居に対する連帯保証人についてであります。

現在、本市では、市営住宅に入居する際には、都留市営住宅条例第十一条の規定により連帯保証人を立てなくてはならないことになっております。

連帯保証人は、都留市に居住し、入居者と同等若しくはそれ以上の収入があり、独立生計を営んでいることが条件となっており、入居者の家賃滞納の際などに、入居者の債務を全面的に履行する義務を負うものとされております。

ご質問の連帯保証人を県内居住者にまで、拡大すること

についてはありますが、市外等から転入してくる方の中には、市内に知り合いがいないなどの理由で保証人が見つからないと、市の窓口に相談に来る方も、まれにあります。そのほとんどの方は、勤め先等の関係の方々に保証人をお願いし入居している状況にあります。

保証人が市外に居住しておりますと、保証人との債務履行交渉等において、支障をきたすことも考えられますので、保証人を県内居住者まで拡大することにつきまして、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、二点目の保証人連署の免除についてであります。まず、ご質問の市営住宅に入居する場合において、「保証人連署を必要としない特別な事情」とは、どのような場合に

ついてであります。都留市住宅条例第十一条四項のうち、特別な事情があると認めらる者に対しては、賃貸契約書に連帯保証人の連署を必要としないことと規定されております。

この「特別な事情」とは、被災者等が入居に際し、保証人が見つからない状況等を意

味しております。

また、六十五歳以上の単身高齢入居者の保証人連署の免除につきましては、現在、免除規定がありませんので、免除となっておりませんが、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、三点目の井倉団地の空き住宅対策についてであります。

井倉団地は、特定公共賃貸住宅に関する法律に基づいた中堅所得者向けの住宅として、リアフリーに配慮したRC造七階建三LDK、四十戸を平成六年度と八年度に各一棟、計二棟を建設いたしました。

家賃は、収入に応じて、三段階に区分し六万五千円を限度に毎年千円、スライドしていく方式を採用しております。

今年度の家賃は、月額収入基準が二十万円以上三十二万二千円以下までは月額六万二千円、三十二万二千円以上四十四万五千円以下は六万四千円、四十四万五千円以上六十万一千円以下は六万五千円となっております。

厳しい社会経済情勢下で、世帯収入が減少している世帯もある中、自治会費等を加え

ますと、毎月約七万円相当を負担することになり、この高負担が、空き部屋を生じさせる大きな要因ではないかと思われ

ます。そのため、住宅に困窮している皆様方に安心・安全に、快適な生活をより低廉な家庭でしていただくため、新年度当初予算に、不動産鑑定料を予算計上し、家賃の見直しを検討することといたしました。

次に、四点目の公営住宅法施行令の一部改正についてあります。

今回の一部改正につきましては、昨今、公営住宅の利便性が必ずしも、その家賃に適切に反映されていない場合もあるとの考えから、事業主体が定める数値について、より地域の実情を反映したものに

なるよう改正が行われたものであります。この内容につきましては、①公募によらない他の公営住宅への入居（特定入居）が可能となる事由の拡大、②同居親族要件の緩和が認められる者の範囲の拡大、③入居可能な収入の上限（入居収入基準

）の緩和が認められる者の範囲の拡大、④単身入居及び裁量階層に係る高齢者の年齢の

引き上げ、⑤収入超過者に係る家賃制度の合理化となっており。

今後は、公営住宅法施行令の改正内容に沿って、適切な管理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

学校における食育の取組みについて

問 昨年七月に食育基本法が施行され、政府は本年一月、同基本法を具体化した食育推進基本計画案をまとめ、「子どもへの食育を通じて大人自身もその食生活を見直すことが期待されるところであり、地域や社会を挙げて子どもへの食育に取り組むことが必要である。」と、食育の重要性を訴えました。さらに同計画案では、推進計画の作成、実施目標を定めるなど二〇一〇年までに達成する数値目標を九項目にわたり提示しております。

特に、学校を主体とした子どもたちへの食育啓発に携わる文部科学省では、「子どもたちが望ましい食習慣を身につけられるよう、学校における食育への取り組み推進を図

る。」と、様々な食育推進プランの充実事業を開始しております。

国の二〇〇六年度予算案を見てみますと、前年度比三五%増の約四億五千万円が計上されており、中でもおよそ四分の一を占める「栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業（新規）」では、学校、家庭、地域が連携し、学校だけではなく家庭に対しての推進策として調査研究も含まれます。さらに、「地域に根ざした学校給食推進事業（新規）」では、学校と生産者または関係省庁が連携して、学校給食への地場産物の活用について目標を三〇%以上とするなど地域全体で食育への推進を図ることになっております。

私は、二月十五日に松戸市の新松戸南小学校にて開催されました「もったいない教室」を視察してまいりました。この日は、そんな六年生のひとりが市長にメールを送ったことがきっかけとなり、ノール平和賞受賞者でケニア環境副大臣であるワンガリ・マータイさんの講演となりました。マータイさんは日本の文化

ともいうべき言葉である「もったいない」を世界中に広める運動を展開しております。この小学校の特色は、「給食を残さず食べよう運動」を実施しており、六年生が中心となって児童全員が独自で取り組んでおります。マータイさんのもったいない運動の講演に、小さなことでも自分のできることをやればいいと言われて気が楽になった、僕らを「一緒に活動している」とマータイさんが思ってくれてうれしかった等、給食を残さず食べよう運動がいかに大切かであることを実感している児童ばかりでした。まさに、食育に児童全員で取り組んでいる姿に感動いたしました。

そこで食育推進で最も重要になるのは、昨年三月議会でもお願いいたしました栄養教諭の配置であります。子どもたちの食習慣をみてみますと、
①一週間のうち朝食を食べないことがある 約二〇%
②ひとりで朝食を食べる 約三二%
また、全ての学年で肥満傾向が増加していると発表されており。栄養教諭の配置はこれらの解消のために必要

となつてまいりました。この度の食育基本法に掲げる中、学校における食育の推進、栄養教諭の配置について、今後の取り組みについてどうするのかお聞かせ下さい。

答 近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、偏食、朝食欠食など食生活の乱れが見られ、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることが重要となつております。

食育基本法では、その前文で、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であるとし、食育は生きる上での基本であつて、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することを必要としております。

また、学校等における食育の推進では、食育の指導にふさわしい教職員の配置や食育に関する指導体制の整備、地域の特色を生かした学校給食

等の実施、農場等における実習等様々な体験活動を通じた子どもへの食に関する理解の促進等の施策を講ずるものとしております。

お尋ねの学校における、食育の推進と栄養教諭の配置についての今後の取組みについては、まず、食育の推進について、小中学校では、子どもたちに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、給食の時間や生活科等各教科及び道徳の時間での指導、また総合学習の時間での農業実習などが、食が、自然の恩恵の上になり立ち、食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう、今後さらなる食育の推進を図つてまいりたいと考えております。

次に、栄養教諭の配置につきまして、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員として、その専門性を十分に発揮する中、学校給食を生きた教材として有効に活用し、食に関する指導を充実していくとともに、その専門性を生かして学校の内外を通じて、食に関する教育のコーディネート

イネーターとしての役割を果たすことも期待されております。

このようなことを踏まえ、現在、本市栄養職員の中には、栄養教諭免許取得のために努力している者もある中で、栄養職員が円滑に栄養教諭免許が取得できるように



するなど、また、栄養教諭の配置についても、県及び県教育委員会に対し働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

▼新合併特例法下による

市町村合併について

国田 正己議員

▼大幡川河川敷の 立木の撤去について

▼企業誘致について

新合併特例法下による 市町村合併について

問 地方分権社会の確立に向けた三位一体改革の真の分権型社会では、自治体は権限と財源が移譲されて自主自立が保障されるとともに、それに見合う責任を負って初めて自治体が責任を負えるだけの分権が確立されることが前提ではないでしょうか。

本市では、二十一世紀の都留市の将来像を見通す中で市民と職員の手作りで進めてきた、第五次都留市長期総合計画も策定されたところであります。行財政改革を強力に進めていき、こうした要請に的

確にこたえていくには行政の効率化・スリム化・行政基盤の強化に取り組んでいくべきではないでしょうか。そのような観点から、市町村合併は危機的な財政状況等を抱える小規模自治体にとつては避けては通れない道ではないかと思えます。今回の平成の合併法もこの三月で切れますけれど、本市においてもこれまでに都留市・西桂町・道志村・旧秋山村との一市一町二ヶ村の法定合併協議会や都留市・道志村との合併協議会も積極的に推進してまいりましたが、近隣町村の同意が得られず合併を進めることができず、当面単独行政を歩んでいるところで

あります。

このたび、山梨県において新市町村合併特例法に基づく合併の在り方を、検討している県市町村合併推進審議会より二月十四日に二〇〇九年度までに県内を十八市町にする合併構想案を山本知事に答申したところであります。早期に実現すべき合併案の中に都留市・西桂町・道志村との合併案がはいっております。山梨県においてもこの二月定例会において、山本知事は三月中に合併推進構想を策定する考えを示しているところであります。

市長は、この山梨県より三月中示される合併構想についてどのような考えをお持ちか、ご意見をお聞かせ頂きたいと思えます。



答 議員ご指摘のとおり、

国の三位一体改革等により、地方分権は一層進展しており、住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、国・地方を通じた厳しい財政状況の中、益々多様化・高度化する行政ニーズに応え、自らの責任と判断で行政サービスや施策の内容を決定し、実施していくとともに、より一層効果的かつ効率的な行政経営を行うことが求められており、

市町村合併は、こうした要請に対応し、市町村の行財政基盤を強化するために最も有効な手段の一つであります。

「市町村の合併の特例に関する法律」(旧「合併特例法」)の下、全国的に市町村合併は進展し、平成十一年三月末に三千二百三十二あった市町村は、平成十八年三月末には一千八百二十一にまで減少する見込みとなっております。県内でも、旧合併特例法の下で市町村合併が進展し、平成十一年三月末に六十四あった市町村が、平成十八年三月末には二十九にまで減少することになります。

しかし、国においては、財源や権限を移譲し、一層地方分権を進め、真に市町村が行政の主役として自立するため、さらなる自主的な市町村合併を、全国的に推進していく必要があるとして、「市町村の合併の特例等に関する法律」(「合併新法」)を制定いたしました。

県内には、未だ合併に至らない小規模町村も数多く残されており、今後これらの町村においては、地方分権の担い手に相応しい行財政経営を実現していくことが困難となる恐れが危惧されることか

ら、県においては、市町村の自治能力の更なる向上を目指すとともに、自主的な市町村合併をより一層推進する必要がある。構想作成に係る調査審議のため、山梨県市町村合併推進審議会を設置し、平成十七年七月二十七日に知事から「自主的な市町村の合併の推進に関する構想について」の諮問が行われ、去る二月十四日に、平成二十一年度までに県内を十八市町村とする合併構想案が知事あて答申されたところであります。

その中で、本市につきましては、西桂町並びに道志村との三市町村による合併の枠組みが示され、「早期に実現すべし」ものとされております。

県におきましては、この答申を受けて、三月中にも合併構想を策定し、今後、この構想を基に、関係市町村へ合併協議を進めるよう勧告がなされるものと考えられます。

また、この答申の中には、それ以降の「将来的に望まれる広域的な姿」として、県内を七つの市に再編し、県東部地域については、都留市、西桂町、道志村の枠組みに、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村を加えた「東部広域

市」とする構想も併せて示されております。

本市では、これまでも、合併問題は避けて通れないものと受けとめ、真摯に取り組んでまいりましたが、今後も国の道州制導入との係わりや「自主的な市町村の合併の推進」に対する県及び関係町村の動向に留意しつつ、議会を始め、市民の皆様とも十分ご協議する中、その方向を検討してまいりたいと考えております。

大幡川河川敷の立木の撤去について

問 この問題については、十六年九月議会において取り上げたところであり、大幡地域においては、立木の撤去が綺麗にされており、残りの金井・中津森地域内の河川敷の立木はそのままの状態であります。

近年の気象状況は温暖化の影響で過去のデータを超えた大雨や災害が起きているのが現実であります。私は、過去の全国で起きている災害や被害状況を見ると、河川敷の整備をしておくべきだと思います。

大幡川全地域の立木の撤去

をしておくべきだと思います。ひとたび集中豪雨などになれば、上流より流木などが橋の橋台等にひっかかり、と危険な状態になります。私は、災害を未然に防ぐことが大事だと思っております。早急に県当局に働きかけていただきたく、お願いするものであります。

答 河川の管理は、流水の正常な機能を維持し、災害の発生を防止するとともに、河川の持つ豊かな自然環境を生かした快適な地域づくりを実践することが、重要な課題となっております。

私達に大きな恩恵を与えてくれる河川も、ひとたび大雨となると、住民の生命、財産を脅かす恐ろしい存在となりかねません。

そのため、河川の適切な機能を維持するため、堤防等の河川施設の維持管理をはじめとする、各々の河川に応じたきめ細かな河川管理を行うことが必要不可欠であります。

議員ご指摘の大幡川河川敷の立木の撤去についてですが、大幡地域では、これまで平成十六年十一月及び平成十七年七月に県と地元自治会が協力して、河川敷の立木の撤去及び草刈等の河川清掃

を実施したところであり、

今後、金井・中津森地域内におきましても、集中豪雨等による災害を未然に防止するため河川の立木等の早期撤去を、大幡川を管理する県に対し、働きかけてまいります。

企業誘致について

問 内閣府が、二月十七日発表した二〇〇五年十月から十二月期の国内総生産（GDP）は、実質で年率五・五

％の成長と発表があったところであり、又、設備投資も幅広い業種でIT関連投資等が堅調で前期比一・七％増と七、四半期連続のプラスとの発表があったところであり、又、県内金融経済欄観の発表も景気は製造業を中心として緩やかに回復しているとの判断が示されたところであり、

市長は、本市に積極的に企業誘致をしたいとの旨の発言をされておりますが、私は都留インターのフルインター化が、平成十六年四月に国土交通大臣から施行命令が下达され、公団・県・市の三者で事業の推進を図りフルインター

の完成とともに交通の利便性を図るなかで市長がトップに立ち、各企業に歩くことも必要ではないでしょうか、地元の人達が就職できる場所を確保することが何よりも大事ではないでしょうか。企業誘致は、市の発展と活性化につながるものであり、どのように取組んでいくのかおうかがいいたします。

答 本市の企業誘致につきましては、昭和三十年十二月に都留市工場誘致条例を制定し、企業誘致を積極的に進めたことにより、誘致企業二十二社が市内に立地し、市勢の進展に大きく寄与してきたところであり、

しかし、バブル崩壊後の長引く景気低迷の影響による生産力の低下や、経済のグローバル化による生産拠点の海外への移転、さらに、デフレ経済状態の継続など大変厳しい状況の中、関係団体等を通じて企業誘致に努力してまいりましたが、残念ながら大きな成果は得られておりません。こうした中、我が国の景気は、ようやく長期にわたる景気の低迷から持ち直しの動きが見られ、企業の設備投資も上向き、生産拠点の新たな国内展開も見られるようになって

てまいりました。

企業誘致には、雇用や地域税収等への直接的な効果に加え、既存地域産業との業務提携や取引、さらに、進出企業の従業員などに対する飲食業や小売業等の日常生活サービス産業への間接的な効果も期待されているところであります。

企業誘致を成功させるポイントとして、「業務提携先の紹介や提携に向けたサポート等の業務提携チャンネル」、「有能な人材の確保」、「初期投資資金や運用資金の調達に対するサポート」、「不動産取得時の優遇税制や資金補助等を含む事業スペースの確保」、「法規制やローカルルールへの対応」の五つがあるとされており、それらの要件を十分検討し支援を充実させるとともに、中央自動車都留インターチェンジのフルインター化により、交通の利便性が飛躍的に高まるこの機会に本市の豊富な水資源を活かす中、私が先頭に立ち企業誘致を積極的に進めてまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。



梶原

清議員

▼障害者自立支援法について
▼介護保険について
▼学校教育について

障害者自立支援法 について

問 障害者自立支援法が昨年十月末に成立し、大きな

枠組みは見えてきたものの、いまだそのすべてが明らかに

なってはいません。

しかし、この法律は本年四月には利用者負担の導入など、動き出すものは動きだしますし、十月には様々なサービス体系が変わります。

自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害があっても地域の中で暮らすということを基本理念としています。

地域で暮らすといった場合、暮らしての自治体がその方の状態に常に寄り添い、より柔軟なサービスの提供であり、その方に必要なサービスを計画的に提供する主体として、市町村の役割がより重要になります。その意味で、障害福祉計画についておうかがいいたします。自立支援法においては、その自治体においてどのくらいのサービスを用

意し、必要とする人に提供するのとかという、数値目標を入れた障害福祉計画の作成が義務づけられていると思います。が、どのような状況かおうかがいしたいと思います。

地域で暮らすためには、必要不可欠なグループホームなどの居住サービスについて、どのような施策をもっておられるのかおうかがいします。知的障害のある人達に必要な支援を計画的に用意してもらえ、強く要望するものであります。

自立支援法では、支給決定の透明化・明確化といった視点から全国一律の判定基準を策定し、障害判定区分という区分を手帳の判定ではなく支援必要量で判定し決定して、その区分に応じた適切な施設やサービスを利用することになります。

知的障害、精神障害など認知障害のある人達が、介護保険制度の判定基準を基本とした、何かが「できる・できない」という形で判定される今回の障害程度区分の判定システムできちんと判定ができる

のかということ、多くの人が不安に思っているところがあります。介護保険制度の判定基準の他に、認知障害のある人達へ配慮した特別な判定項目が加えられたとはいっても、認定審査会のメンバーに知的障害の特性をきちんと理解できる人、高機能自閉症の方をきちんと支援対象に加えていただけるようなメンバーが必要であります。その点をおおうかがいします。

また、障害者自立支援法の重要な柱の一つに「就労支援の抜本的強化」がうたわれております。厚生労働省は、養護学校卒業生の五五%が福祉施設に入所し、そこから就労に向かう人は一%に過ぎないという就労の現状を改善するために、新たな就労支援事業の創設や雇用施策との連携を強化し、従前の施設体系を就労移行支援・就労継続支援とすることとしています。このことを踏まえ、行政においても積極的にとりくんでいただき、生活支援ワーカー・雇用支援ワーカー・職場開拓員・就労サポーター等の配置と地域のネットワークの構築に目を向けていただくことを願うものでありますがお考えをお

聞かせください。

障害のある人を職業生活から締め出そうとするハンディキャップ状況は、我が国の社会が生み出しているマイナスの所産です。就労によって豊かな人生が約束される社会であることを願います。

答 国におきましては、身体障害、知的障害、精神障

害といった障害種別により異なる法律に基づいて提供されてきました障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者の増加でサービス水準の地域格差や財政上の問題が生じていることなどの対策として、平成十七年十月『障害者自立支援法』を制定し、原則

一割の利用者負担の仕組みについては本年四月から、新しい施設や事業体系への移行については十月以降から、段階的に進めていくこととしたところであります。

制定されました法律の柱の一つ目としまして、これまで、障害種別によりさまざまに施設やサービス事業がありました。これを機能を応じて再編成し、サービスを利

費医療費負担の利用を可能としたこと。

二つ目には、サービス体系を介護支援のための介護給付や自立訓練、就労移行支援のための訓練給付などの「障害福祉サービス」と、移動支援やコミュニケーション支援、福祉ホームなど、市町村の創意工夫により地域の実情に応じた、より決め細やかなサービスを提供する「地域生活支援事業」の二つに区分したことであります。

議員ご質問の障害福祉計画策定の状況についてですが、今回の法律に義務付けられました市町村障害福祉計画につきましては、障害福祉サービス・相談支援の種類や目標量、目的達成のための方策を定め、三年を一期として十八年度中にその計画を作成するものとしております。

このため、今後、国から示される策定指針を踏まえながら、障害者のニーズに的確に対応した障害福祉計画の策定に取り組んで参りたいと考えています。

次に、地域で暮らすためのグループホームなどの居住サービスについてであります。地域において共同生活を営む人に、住居における相談や

日常生活の援助などを提供するグループホーム（共同生活援助）につきましては、現在、市内数箇所において整備が図られているところでありません。

また、重度の方を対象とした食事や入浴、排泄の介護などが受けられるケアホーム（共同生活介護）につきましては、今後は、県を通して、その対象者の把握と受け入れ体制の整備が図れるよう要請してまいりたいと考えています。

次に、障害認定区分の審査会メンバーについてであります。居宅サービスの利用者につきましては、本年十月より障害程度区分制度が適用され、認定審査会において障害程度区分などが審査されることとなります。

この認定審査会におきましては、高齢者を対象とした従来の介護保険制度の判定区分の他に、障害者特有の状況に応じた調査項目を追加した百六項目の認定調査による一次判定結果に、医師の意見書を添え二次判定審査を行うもので、認定区分とともに利用可能なサービス量を決定します。

このため、本市からの審査会委員メンバーの推薦に当たりましては、知的障害者等への専門的な知識を持った精神科医や障害者団体の代表者、また、知的障害者更正施設の代表者の方などを、現在、検討しております。

次に、障害者の就労支援対策についてであります。

障害者自立支援法では、障害のある人たちが地域社会で安心して生活し、自分の能力や意欲に応じて就労できるようにするため、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援の三事業を施設における日中活動訓練として位置づけ、就労支援対策を促進することが求められております。

二十四時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへと転換していくためのこのような活動訓練は、障害者の方が自立を目指していく上で非常に大切な事業であります。

該当する施設事業所における就業訓練の充実とともに、職業指導や職業紹介、さらに、求職者の障害特性や求職ニーズに応じた求人確保等について、ハローワークや山梨障害者職業センターなど、関係機関や事業所への協力要

請を、行なつてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

介護保険について

問 四月から実施される「介護予防」についてであります。現在、介護保険において「介護予防」は重要課題であります。要介護度が重度化する原因として、加齢等のほか生活機能が衰えたり、力が萎えてしまったりすることも大きな原因と考えられます。

介護予防の形としては、介護保険のお世話になつていない人を対象とした仕組みと、軽度者を対象としたものと二つが考えられると思います。そこで、介護予防として、どんなサービスが用意されているのかメニューをおうかがいいたします。また、このサービスはあくまで地域密着でなされなくてはならないと考えます。

六十五歳以上が対象のようですが七十五歳以上になると、いきいきプラザやコミュニティセンター、老人福祉センターまで足を運ぶことを

好みません。折角のプランも利用者が制限されるようなことは避けなければなりません。慎重な、きめ細かな気配りをお願いします。

答 介護保険制度がスタートして六年目を迎え、急速な高齢化が進む中、介護保険制度を持続していくためには、高齢者が介護や支援を必要とせず、元気で自立した生活を送ることができる環境づくりが求められております。このため、介護予防を目的としたサービスの充実や、住み慣れた地域で自立した生活を続けるための支援を総合的に受けることができる体制を整備するため、昨年六月に介護保険法の改正がなされたところであります。

介護予防は今回の制度見直しの柱の一つで、軽度認定者の要介護状態の軽減、状態維持を目的とした「新予防給付」と、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に予防メニューを実施する「地域支援事業」の二つの取り組みが新たに導入されました。

新予防給付では、要支援と認定された方を対象とし、生活機能の維持・向上の観点から本人の状況に応じた介護予防プランを地域包括支援セン

ターで作成し、これに沿って介護予防のサービスを給付しようとするもので、従来のサービスも介護予防訪問介護、介護予防通所介護などの名称に変わり、サービス内容や提供方法も介護予防の視点からものになり、新たに筋力向上トレーニング、口腔ケア、栄養改善などのサービスを提供するものであります。

また、地域支援事業における介護予防事業につきましては、全ての高齢者を対象とする一般高齢者事業と要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象にする特定高齢者事業に区別されます。

現在、一般高齢者事業につきましては、介護予防に関する知識の普及、啓発やいきいきふれあいサロン、友愛訪問、健康づくり運動教室などの地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施する予定であります。

また、特定高齢者事業につきましては、訪問活動を行う保健師等や民生委員・主治医等との連携により虚弱高齢者の実態を把握し、健診結果を踏まえ対象者を選定したなかで、運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上などの生活

機能の維持・向上を目的にした介護予防事業を送迎も組合せながら地区単位において実施することを検討しているところであります。



学校教育について

問 現在の学習指導要領は、学校完全週五日制下の授業時間削減を受け、ゆとりを生むための学習内容の三割削減や「自ら学び考える」という学力観を示しています。

子どもの学力に関する調査によると、成績低位層が増加する中で「二極化」が進んでいると思われまます。

過日の新聞報道によれば、「勉強の出来る生徒になりた」と答えた生徒は四割に過ぎず、米中韓の六割超と比べて大きな驚きを覚えました。文部科学省の調査では、「大人は自分がしていると思っている以上に、積極的に子どもに関与しないと、子どもは大人に気に掛けてもらっている」という実感を持ちにくい」という結果となっています。

そこで「ゆとり」と「学力」について、どのような考えをお持ちかお聞きいたします。また、現在の教育力が問われておりますが「家庭の教育力」についてどのようにお考えになっておられるのか、お聞かせ下さい。

「学力」とは、知識を詰め込み、試験で得点がとれるといったことだけを意味しているのではなく、子どもたちが生涯を通じて自ら考える力を育むために、知識や技能に加えて、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた「確かな学力」と位置付け、本市では基礎基本の徹底を図る中で、学力向上フロンティア調査研究事業の成果を、市内小中学校で共有するとともに、学生アシスタントティーチャー事業の推進など、創意工夫による多様な特色ある取り組みを積極的に展開し、学力の向上を図っているところであります。

また、完全学校週五日制は、家庭、地域社会での子どもたちの生活時間を「ゆとり」あるものにし、そこでは、子どもたちが望むような、より多彩な生活体験、自然体験、奉仕体験、文化・スポーツ活動などを実践し、教室だけでは見つけられない、心を揺さぶられる何かを発見する

経験を通して、自ら考え行動し、人と協力して問題解決に取り組むことのできる、健康で心豊かな子どもを育てるためのものであります。

また、家庭の教育力についてですが、子どもたちが成長していく上で最も重要な役割を担う家庭の状況は、少子化や核家族化、女性の社会進出などにより、人とのふれあう機会が少なくなり、また塾や習い事、一人遊びや自分の部屋で過ごす時間が増えていることなどにより、かつては家庭内で引き継がれてきた習慣や知恵・価値観が伝わらず、十分なしつけが行なわれないなど、家庭の教育力の低下が心配されておりますが、このことを、家庭の責任として問い嘆いてみても、なんの問題解決にもならないと考えております。

現在、学校評価は、学校が教育活動の自主的・継続的な改善を行うとともに、「開かれた学校」として保護者や地域住民に対し説明責任を果たすことを目的として、自己評価を中心に行われており、この評価は、教職員のほか、保護者、地域住民、学校評議員などが参加して行われているものと思えますが、いかがでしょうか。本市における学校評価の結果はどのようになっているのでしょうか。また、評価結果の公表という点について、お考えをお聞かせください。

本市では、平成十八年三月都留市社会教育委員の会から「これからの家庭教育や地域教育のあり方はどうあるべきか」の答申を受けました。

この中では、家庭において、改めて親子関係を見直し、学校と地域も相互に持つ力を発揮し、それぞれがそれぞれの立場で子どもたちの状態や成長に合わせて支援す

るとともに、すべての大人が連携を深めていくことが重要としており、今後この答申に沿い、家庭、学校、地域が一体となった子どもの基本的な生活習慣や美しい情緒の確立に努めてまいりたいと考えております。

答 平成十四年四月に新しい学習指導要領が実施されて四年目を迎えるようとしております。

この新学習指導要領は、子どもたちに、これからの変化の激しい社会を生き抜くために、学校を出たあとも生涯学

本市中小学校では、学校評価については、教職員による「内部評価」と保護者、学校評議員による「外部評価」を実施しており、その評価項目は、学校教育目標の達成、学校経営と組織、学習指導と生

この学校評価は、学校の教職員が行う「内部評価」と保護者などが行う「外部評価」とがあり、学校が示した目標や計画の結果がどうなったか、自己診断・自己分析し、保護者等の意見を公表することにより、学校の説明責任を果たすとともに「開かれた学校づくり」、「特色ある学校づくり」の推進を図り、学校と地域・保護者との信頼関係を築くことにあります。

本市では、平成十八年三月都留市社会教育委員の会から「これからの家庭教育や地域教育のあり方はどうあるべきか」の答申を受けました。

この中では、家庭において、改めて親子関係を見直し、学校と地域も相互に持つ力を発揮し、それぞれがそれぞれの立場で子どもたちの状態や成長に合わせて支援す

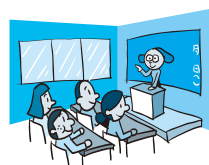
るとともに、すべての大人が連携を深めていくことが重要としており、今後この答申に沿い、家庭、学校、地域が一体となった子どもの基本的な生活習慣や美しい情緒の確立に努めてまいりたいと考えております。

この学校評価は、学校の教職員が行う「内部評価」と保護者などが行う「外部評価」とがあり、学校が示した目標や計画の結果がどうなったか、自己診断・自己分析し、保護者等の意見を公表することにより、学校の説明責任を果たすとともに「開かれた学校づくり」、「特色ある学校づくり」の推進を図り、学校と地域・保護者との信頼関係を築くことにあります。

徒指導及び地域社会との連携等についてであります。

この評価の結果は、おおむね良好であり、職員会議で全教職員に、また、保護者にはPTA会議や学校便り等を通じて公表しており、今後、前年度までの評価を次に生かす学校経営ができるよう指導するとともに、学校、家庭、地

域の一層の連携を深める中、開かれた学校づくりのため学校評価を積極的に推進し、活用してまいりたいと考えております。



杉山 肇議員

▼ゴミの減量化について
▼食育について
▼CATVによる
情報の共有について

「ゴミの減量化」について

問 京都議定書の発効を受け、政府は、温室効果ガスの削減方法や温室効果ガスの種類また、排出部門ごとの削減量を示した「京都議定書目標達成計画」を昨年四月に制定しました。十八年度、国の予算案では、その計画をより具体的に実行するためのものとなっておりませう。

しかしながら、現状をみますと目標達成には、なお厳しいものがあり、国の定めた削減目標をクリアするには、より効果的な施策が不可欠であると思えます。

環境問題を考えたとき、その大きな要因として、一人ひとりの意識改革こそが大切なことであることは言うまでもありません。

そういう意味で、循環型社会づくりの大きな柱である廃棄物削減は、市民一人ひとりが環境に対する積極的な問題意識をもつことが大きな要素であり、その行動こそが私たちのすぐにも出来る最大の地球温暖化防止であると思えます。

平成十二年「循環型社会形成推進基本法」が制定されたことにより、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の抜本的な見直しはなされました。

その後、いわゆる3R「リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再利用）」のうち、リサイクルについては、「容器包装リサイクル法」やその後の各リサイクル法により、リサイクル率、また、市民意識も高まり、日常の市民生活にかなり組み込まれるようになってきていると思えます。

しかし、リデュース、リユースについては、まだまだその成果が上がっているとはいえず、それを裏付けるように、近年の都留市におけるゴミ処理状況のデータにもはつきりと現れております。

そのデータによると、都留市の再資源化物の収集量が増加しているにもかかわらず、可燃物、不燃物などを含めたゴミの総量は少しづつ増加しており、平成十二年と平成十六年を比較すると、約一三％増加しており、平成十六年は年間約一万二千六百九十一トンのゴミの量になります。

再資源化物などのリサイクルが伸びる中、びん、缶類の分別が進み、不燃物の収集量は大きく減少しましたが、循環型社会の構築には、ゴミの総量を減らさない限り、つまり、このデータから読み取れ

ることは、リデュースを進めない限り、意味のないことになってしまふということだと思えます。

昨年十一月に環境省が発表した市町村及び一部事務組合のゴミ処理事業経費は、一兆九千六百億円にのぼり、国民一人当たり一万五千四百円となっており、一人あたりのゴミ処理経費は都留市においてもほぼ同額の金額になりました。

また、事業経費として都留市は毎年、約五億円を拠出しており、焼却灰などの最終処分にかかる金額も毎年約一億円にのぼります。

今、私たちの出来るゴミ削減を大胆に進めることにより、地球温暖化防止だけでなく、地球温暖化防止だけにどまらず、ゴミ処理事業経費削減にも大きく寄与することになります。

ゴミ削減については、個々の意識改革が重要であり、その動機づけには、ゴミを削減すれば得をするという経済的インセンティブがゴミ削減、あるいは公平性から見ても、もっとも有力な方法だと思えます。

すでに多くの自治体で試みているゴミの有料化もそのひとつであり、京都府の舞鶴市

では、昨年十月に有料化し一月で三五％削減したという報告もあります。

しかし、私の考えるのは、単にゴミの有料化という、ゴミを減らせば余分に出費しなくて済むというような消極的なインセンティブではなく、削減主体により大きなインセンティブを与えることがさらに効果が大きいだらうということでありませう。

つまり、そのインセンティブの中にゴミ処理事業経費を含めるべきだと思ふわけでありませう。

たとえば、いま、まるたの森クリーンセンターには、一日当たりの処理能力が五十二トンの焼却炉が二系列あり、トータルで百四トンになります。

その焼却炉が一系列だけで済むのであれば、燃料費などにかかるランニングコスト、あるいは最終処分にかかる費用など大幅に下がるはずで

平成十六年度実績でみると、まるたの森クリーンセンターで焼却処分される一日あたりのゴミは、六十七トンであり、単純計算すれば約二二％の削減で五十二トンになります。

これによって得たゴミ処理事業経費をインセンティブとして活用することの意義は大きいものがあると思います。

インセンティブが大きければ削減主体を地域としてみることも可能であり、協働のまちづくりにもつながる「地域コミュニティの活性化」という効果も期待できるものと思います。

さらに、学校単位としても環境教育として生かすことも出来ることとなります。

いずれにしても、廃棄物削減問題の大部分は個々に起因するものであり、ゴミ削減のスキームをより実現性のあるものにするためには、「どれだけゴミを削減すれば、どれだけ削減対価を得られるのか」、「削減するためには一人ひとりがどのような行動をとればいいのか」というような具体的な目標を掲げ、市民一人ひとりの意識改革につながらなければなりません。

これから、環境基本計画策定へと続く都留市の環境行政として、今回は、ゴミ削減問題に焦点を絞り、提言させていただきますが、お考えをお聞きいたします。



答

私たち人類の生存基盤に大きな影響を与え、地球温暖化は、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出と密接な関係を持っており、その原因は私たちの日常生活や事業活動に起因しております。

この地球温暖化問題を解決するためには、ごみの減量・リサイクル等の取組を推進することが有効な手段の一つであり、ごみの減量化は、私たち一人ひとりに課せられた大きな責務でもあります。

このため、本市といたしましても、ごみの減量化のみならず環境保全全般についての基本理念を定め、市、市民、事業者、教育機関の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本的な事項を定め、施策を総合的、計画的に推進するため、環境基本条例を制定することとしたところであります。

議員おたずねの、ごみの減量化に伴い、まるたの森クリンセンターにあります二焼却炉の稼動日数の削減による削減経費を削減主体の地域等にインセンティブ（動機付け）して活用を、についてであります。削減された経費を直接削減主体に還元するこ

とは、大きなインセンティブになることは間違いないと思われ、大月都留広域事務組合の負担金が現焼却施設の起債の償還により、平成十八年度から大幅に増加することから、削減された経費を負担金の軽減に充当することにより、社会インフラの整備や市民の保健福祉向上に繋げますが、現実的な対応と思われ、環境基本計画の策定に当たり、（仮称）環境市民会議を設置し、市民の皆様のご意見をいただく中で、ごみ減量化のためのインセンティブや目標値の設定、また、その方策等についても調査、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

食育について



問 昨年六月、第百五十九回国会において、食育基本法が成立しました。

その前文には、「二十一世紀におけるわが国の発展のためには、子供たちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことが出来るようにするとともに、すべての国民が身体の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことが出来るようにすることが大切である。」とあり、つづけて「子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要である」とあります。

また、先日、中教審教育課程部会の審議経過報告が出され、食育について、子供たちの人間関係形成能力の向上や食文化などを理解し、尊重する心を総合的にはぐくむという観点から、推進することが必要であるとし、さらに学校での取り組みとともに、家庭、地域との連携を推進した取り組みを行うこと、また、給食の時間、さらには学校給食を積極的に活用することが重要であるとしています。

いま、子供たちの食生活を取り巻く環境の変化により、食生活の多様化が進み、食の乱れが深刻な問題となっております。

平成十五年の厚生労働省の調査によれば、朝食欠食率は十代の男子で一四％、女子で一七・二％にのぼり、女子の場合、ほぼ五人に一人が朝食を食べないという食習慣になっております。

朝食抜きが子供たちの心身に与える影響は無視できず、不登校やからだのだるさなど、心の不安定をまねき、さらには生活習慣病の低年齢化に拍車をかけるなど、いまや社会的な問題になっております。

広島の小中学校では、まさにそれを実証するように、朝食を毎日、子供たちに摂らせることで学力が上がったという報告もあります。

昨年、施行された食育基本法では、市町村に対し食育推進計画の作成を求め、家庭、学校、保育所、地域に対しても必要な処置を講ずることとしております。

そこでおうかがいいたしますが、都留市としてのこれまでの取り組み、また、食育基本法を受けての都留市としてのこれからの取り組み、お考えをお聞きいたします。

また、今議会に都留市学校給食整備検討委員会の設置に対する議案が提出されておりますが、学校給食の整備に關することも広く食育に關連付けて検討することが必要なこ

とであると思います。

食育基本法にも第三十三条で、食育の推進に関して、市町村食育推進会議を置くことができる」とあります。

地域に根ざした食育をより包括的、効果的に進めるためにも都留市学校給食整備検討委員会を都留市食育推進会議として機能させるべきだと思いますが、お考えをお聞きいたします。

答 食育は、国民の心と身体
の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活を目指すものであり、消費者の「食」に対する考え方を育て、その選択を手助けするとともに、食卓から農場まで、顔の見える信頼関係を構築することによって、食料自給率の向上や環境と調和した持続的な食糧生産にも貢献しようとするものであります。

昨年、七月に施行された「食育基本法」は、食育に関するこの考え方を基本理念として示すとともに、特に、子どもの食育の重要性を強調し、「知育、徳育、体育」の基礎となるべきものと位置付け、食育を推進していく上で、国や地方の責務はもとより、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者及び国民の責務にまで

言及するなど、あらゆる機関において食育を推進する態勢づくりを整えようとするものであります。

ご質問のこれまでの本市の食育についての取り組みについてであります。妊婦教室や乳幼児健診等での「食」の大切さを意識した食生活指導、保護者や子どもを対象に、食の安全と健全な食習慣の確立を目指す、親子料理教室、のびのび興譲館のクッキング塾、都留文科大学の留学生による料理教室、成人を対象とするお袋の味・知恵袋交換会などを実施しているところであります。

また、食生活改善推進員と連携した、生活習慣病予防、地産地消促進のための学習会、地域の特産物を使った料理講習会などを開催し、本市独自の食文化の継承にも力を入れてまいりました。

さらに、保育士や小中学校の管理栄養士との情報交換会を行うなど、食育を子どもや家族、地域の問題として推進するための連携を図って来たところでもあります。

今後の取り組みといたしましては、「第五次長期総合計画」でも取り上げておりますように、生涯にわたる健全な

食生活の維持のため、食育の推進を政策として掲げ、地産地消や身土不二を推進しながら、食育の概念を小中学生のみならず、幼児から高齢者までに拡大し「生涯食育」として位置付け、積極的に推進するとともに、食文化の継承や福祉・環境・観光にまで影響を与えるような、体系的で総合的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

さらに、食に関する情報提供の強化、生産・製造・流通分野における体験活動等により、食への認識を深めながら、食に係る団体等を有機的に繋ぎ、一貫性を持った食育を推進してまいりたいと考えております。

次に、都留市学校給食整備検討委員会を、都留市食育推進会議として機能させるべきとのことですが、今議会に提案いたしました「都留市学校給食整備検討委員会」は、学校給食調理場の老朽化による、今後の調理場の整備方針について検討する審議機関として設置するものであり、特に、谷村第一小学校の校舎が平成十七年度実施した耐震診断の結果、耐震補強が必要となったため、学校給食調理場の整備についても早急

に取り組む必要が生じたことから、同検討委員会を設置するものでありますので、ご理解をお願い申し上げます。



CA TVによる情報の共有について

問 平成十三年、政府は「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略会議（IT戦略本部）」が策定した、e-IJapan戦略の中で、全国で三千万世帯にADSLなどの高速ネットワークを、千万世帯に光ファイバーによる超高速ネットワークを整備するという計画を立て、推進すべき方策として、行政内部の電子化、官民接点のオンライン化、行政情報のIT化を促すとしております。

また、同じくe-Japan重点計画の中で、家庭におけるIT革命を支える基盤として、放送のデジタル化を推進し、通信と放送の融合や双方向サービスを本格的に推進することとしており、その流れを受けて、二〇一一年には、いよいよ従来のアナログ

放送がすべて廃止され、全国的にデジタル放送のみの時代がやってきます。

二〇〇三年、東京、大阪、名古屋の三大都市圏でスタートしたデジタル放送は、その後、主な都市でも開始され、山梨では、この四月一日からNHKが、七月一日からは民放がデジタル放送を開始します。

すでに多くのところがデジタル化への対応をとりつつある中で、都留市の現状を見てみますと、デジタル放送に向けての対応をしている都留市テレビ利用者組合に加入しているのは、約七千世帯にとどまっております。残りの中小約二十余りのテレビ組合などに入っている約四千世帯はほとんど対応が出来ておりません。

昨年、都留地上デジタルテレビ放送連絡協議会が設置され、現在、協議を進めておりますが、まだこれから、トータルプランを作成するという段階に留まっております。

このような状況で、果たして二〇一一年までの期限に間に合うのか、大きな不安を感じております。

二〇一一年が迫る中、デジタル化の波は、もうすでに、

すぐそこまで来ており、期限までもう五年しかないという認識に立つべきではないかと思えます。

都留市民すべてが共有するネットワークこそが、電子自治体はもとより、都留市の目指します各地域のまちづくりを中心としたスマートシティを都留に欠かすことの出来ない基盤整備であると強く思っております。

また、そのネットワークが整備されれば、電子申請や広報など多くの行政サービス、さらには、今、緊急の問題でもある防災にも広く活用できるようなり、将来的にはその組織も大きく変えることも可能になります。

先日、上野原市での光ファイバー整備に関する記事が出ておりましたが、同じく中山間地を多く抱える都留市としても、すべて民間に託すというのには厳しいのが現状であり、上野原市のように各家庭まですべてを光ファイバーで結ぶということまではいかぬまでも、せめて幹線だけは行政で考える必要があるのではないかと思えます。

また、幹線から各家庭までは、受益者負担の原則で各テレビ組合などに委ねる方法と

し、その上で高齢者世帯など経済的負担の大きいところには、低利の融資制度を設けることも考えるべきだと思えます。

以上のことだけでも実現できれば、かなりのスピードでCATV普及率は上がるはず

です。いずれにしても、現状では、今以上の基盤整備には行政の強いリーダーシップが必要であり、そのことに対するメリットは計り知れないものがあると思えます。

都留市としての積極的な対応をお願いするものであります。

答 国のe-Japan戦略の一環である地上デジタル放送が、平成十五年十二月

から、関東・中京・近畿の三大広域圏で開始され、本県の一部でも、今年四月からNHK、七月から山梨放送、テレビ山梨の放送が始まり、デジタル放送対応型のテレビにより受信することが可能となる予定であります。

しかしながら、地形的な理由から本市においては地上デジタル放送電波の受信は不可能で、同放送の開始はおよそ二年先になると言われております。

議員ご指摘のとおり、五年後の二〇一一年（平成二十三年）には、現在のアナログ放送が廃止され、全国的に地上デジタル放送へ移行することが決定されておりますが、国、県、民間放送会社、各テレビ利用組合等の動向が不透明であり、地上デジタル放送化により難視聴地域となることとが予想される市内のテレビ利用組合、また当該地域住民にとつては、大きな不安材料となつております。

この事態に対応するため、市では都留テレビ利用者組合をはじめ市内にある三十七組合の全てが参加する「都留地上デジタルテレビ放送連絡協議会」の設立支援に努めてまいりました。

今年一月には、同協議会において、地上デジタル放送受信に向けたマスタープランの作成に取り組み始めたところ

であります。地上デジタル放送は、多数のローカル・専門番組の提供のほか、容易な番組情報検索や双方向サービスが実現できるといふ特性を有していること、インターネットの接続サービスに加入していない世帯やパソコン操作に馴染めない方々などが、テレビ端末を通

じて電子自治体のサービスを簡便なりモニコンの操作により享受できるようにするなど、電子自治体を実現する上でも有力なメディアになるものと期待されております。

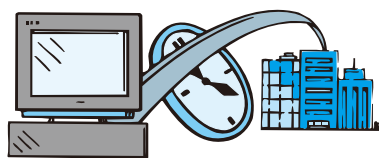
また、市内の全家庭が、光ケーブルによるCATV網で結ばれると、本市の所有する公共施設間を繋ぐ地域イントラネットと併せることが可能となり、市民と行政を結ぶ、地域に密着した高度情報ネットワークの基盤が整うことになり、協議会との連携と協力を一層深める中、行政情報や、災害・防災等の地域情報の提供など、活用を検討してまいりたいと考えております。

山梨県におきましては、平成十六年三月に発表した「やまなしITプラン」の中で、地上デジタル放送への対応、公共ネットワークの相互接続等を目標に、行政機関だけではなく、民間の利用を視野に入れたネットワーク「情報ハイクワイ」構想が示されており、市内にもアクセスポイントが設けられることとなっております。

協議会では、マスタープランに基づき、このネットワークを利用し幹線の整備を図

り、そこから各家庭へ接続することにより、地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、その推進を検討しておりますが、幹線の整備及び幹線から各家庭への引き込み線の整備、いわゆるラストワンマイル対策については、莫大な経費が必要となることとが予想されることから、各テレビ組合等では、こうした整備に要する経費を見越し、積み立てを行つていられるところが多いと聞き及んでしております。

本市といたしましては、今後、当該設置費用並びに経済的に負担の大きい家庭への助成等につきましましては、国県の助成を働きかけるとともに、より効率的で効果的な接続方法について、同協議会と連携を図る中で、研究を重ねてまいりたいと考えております。



小林 義孝 議員

- ▼ 国保税の滞納と資格証明書の発行について
- ▼ 消防の広域化について
- ▼ 男女共同参画について

国保税の滞納と資格証明書の発行について

問 不況の影響で国保税の滞納世帯は引き続き増えて

います。県のまとめでみると、都留市の場合、平成十四年の一六・五％が十五年には

一五・五％に上昇し、十七年には一九・八％に急上昇して

います。実に二割近い世帯が滞納していることになりま

す。市町村別の順位でも、六位から十位、八位、

七位というふうには上昇して

います。不況の影響は非常に深刻です。全国的な調査で九七

年と直近の比較で貯蓄ゼロ世帯は一〇％から二三・八％へ

と急増しています。滞納予備軍ともいふべき世帯も広がっ

ていると見なければなりません。

以前にも取り上げましたが、市は滞納世帯に対して、

納税の督促と短期保険証、資格証明書の発行で対応して

います。これも県のまとめでみると、都留市の資格証明書

の発行は百八十四件、甲府市の二百三件について高い発行

率です。これに短期保険証発行数五百三十九件を加えた合

計、七百二十三件は滞納世帯の五七・二％にもなりません。

これは医者にかかれない、病院に行きにくい世帯の数で

す。

いま、国が保険の適用外の自由診療の枠を広げる混合診

療の導入をはかり、保険会社の参入に道を開いています

が、これはお金持ちには医療の選択の幅を広げるものであ

り、これも多くの人には医療費負担の増加をもたらすもので

す。そして、これは滞納世帯の増加による国民による国民

皆保険制度の崩壊と表裏をなすものとなっています。この

ままいけばアメリカ型の医療格差社会になることは目に見

えており、あらためて、国保の現状を直視し、市民の命と

健康を守るという自治体の原点に立った取り組みが求めら

問題です。国は応能、応益の割合を五対五にするよう、しつつこく指導してきました。も

ともと所得の低い加入者が多い国保の収入を確実にする対

策かもしれません。これが不況とあいまって低所得世帯

の滞納増加を招きました。保険料が生活を脅かす状態があ

るとみて間違いないと思います。国保制度を守るために、

私は減免規定の活用を含め、国保税を「払える国保税」と

いう水準に設定することが何より必要だと思えます。その

ためには国の医療費の増額を求めるとともに、市が一般会

計からの繰り出しも検討すべきだと思えます。そのために

は国の医療費の増額を求めるとともに、市が一般会計から

の繰り出しも検討すべきだと思えます。さらに、滞納世帯

にたいする対応の問題があります。単に督促するだけでな

く、どうしたら収められるか相談に乗る市の体制の充実で

す。必要な人員の確保を求め

るものです。

都留市がほんとうに安心して住める町かどうか、さまざま

しょうか。現状認識と対策を問うものです。

我が国は、国民皆保険の療を受けることが出来る医療

制度を実現し、高い医療水準を達成してまいりました。

その中でも、市民の命と健康を守る国民健康保険制度

は、国民皆保険体制の中核として、市民の医療の確保と健

康の保持増進を図る上で重要な役割を果たしております。

しかし、急速な高齢化の進展、医療技術の高度化などに

より、医療費は増加の一途をたどる一方、保険税収入が伸

び悩むなど、本市におきましても、ここ数年厳しい状況が

続いており、平成十七年度決算見込みにおいても、単年度

収支の赤字が見込まれております。

資格証明書は、保険者が国民健康保険法の規定に基づ

き、保険税を滞納している世帯主に対し被保険者証の返還

を求め、それに代わるものとして交付されるもので、被保

険者資格を有することを証明する書類であります。

この措置は、昭和六十二年一月に老人医療費の公平な負担の理念を踏まえ、国民健康

保険の被保険者間の負担の公平化を図るとともに、保険税滞納者対策の一環として設

けられたものであり、その後、平成十二年介護保険制度

の導入を機に、滞納者に対する実効的な対策を講じる観点

から、義務化をされておりま

す。

本市におきましては、平成十三年四月一日から、「都留

市国民健康保険税滞納者対策実施要領」により、収納期間

八期のうち、過年度、現年度

を含め四期以上の滞納世帯には、短期保険証を交付する

とともに、分納指導を行なっております。

また、過年度、現年度を含め、一年以上納入事実がなく、

かつ、弁明の機会による弁明書の提出もない世帯には、資格

証明書を交付しているところであり

ます。

市といたしましては、納税相談や特別事情等の届け出の

書を交付致しましたが、順次相談に応じて頂いた結果、三月六日現在では、八十八件と大幅に減少しております。

おたずねの保険税の設定についてであります。五年連続して基金を取り崩すという厳しい財政状況の中においても、十七年度、十八年度は、保険税の値上げを致しておりません。

また、従来の六割軽減が七割軽減に、四割軽減が五割軽減にと、低所得者への軽減を図った結果、低所得者の保険税は、改正前より減額となり、収納率も十六年度は、わずかではありますが前年を上回ることができ、十七年度も前年度の収納率を上回るよう努力しているところであります。

いずれにいたしましても、国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いこと、年金受給者等無職者が多くを占め、所得階層が低いといった構造的な問題を抱えておりますので、市長会などを通して、国の責任による国保に対する財政措置の強化を求めてまいります。一般会計からの繰り出しについては、現時点では考えていないところであります。

次に、滞納世帯への対応と致しましては、通常業務では三名の嘱託徴収員がおよそ一カ月から二カ月の間に滞納世帯を訪問し、きめ細かい相談に応じております。

また、十月・十一月を滞納整理月間と定め、税務課全職員で夜間訪問及び夜間電話相談を実施し、税の納付が困難な世帯には、一部納付あるいは分納計画による納付方法もあることを伝えて相談に応じております。

なお、平成十八年度より山梨県において、県民税のほか市税と国保税を含め、滞納世帯への相談体制を充実して収納率向上を図るため、県職員二、三名を三カ月間、市町村に派遣する制度を設けて、共同で相談業務にあたることとしておりますので、この派遣について要請したところであります。

今後、被保険者間の納税の公平を図る観点から、出来る限り滞納者と接する機会を確保し、収納率の向上につなげてまいりたいと考えております。

消防の広域化について



長年の懸案であった火葬場の建設に続いて消防庁舎の建設に踏み出したことを歓迎するものであります。消防庁舎の耐震震度が不足していると指摘されてから今日まで、大きな地震がなかったことはまさに僥倖です。市民の安全と安心のために、一刻も早い完成を願わずにはられません。

さて、私は二〇〇三年九月議会において、消防の広域化について質問をしました。基本的に消防の広域化については現状の程度でよいのではないかとこの立場でした。しかし、国はさらなる広域化構想として三十万人規模の広域化を打ち出しました。これが適当であるかどうかは別として、現在の東部地域の小規模の広域状態では、それぞれの主体となる都留、大月、上野原の三市がこの広域化構想にばらばらに対応することにばらばらとして進められるのかどうか、内容について詳しく承知しているものではありませんが、その論議に耐え、東部として一致した対応

をするためには、この際、東部広域連合において東部広域消防の立ち上げを視野に入れた検討が必要になってくるのではないかと思います。広域連合長である都留市長が指導制を発揮するところではないでしょうか、見解を問うものです。



常備消防は、複雑多様化、高度化する消防需要に対応し、どの地域においても住民の期待と信頼にこたえられ高度なサービスを提供していくことが求められており、このため、消防の組織、施設、装備等の充実強化を図っていく必要があると考えております。

一般的に小規模な消防本部の場合、高度な消防サービスを有している場合が多く、山梨県東部地区においても、平成八年度に広域化構想が持ち上がり、関係機関による調査調査に基づき、平成十三年三月に調査報告書が取りまとめられました。しかしながら、市町村合併の推進と整合性を保ちながら進めるべきであるとの消防庁の指針が出されたことから、関係市町村の合併の推移を見守ることとし、消防の広域化

に向けた協議は休止した経緯があります。

山梨県東部広域連合では、構成する旧上野原町、旧秋山村との合併協議が行われておりましたので、この推移を見守ってまいりましたが、平成十七年二月に、上野原市が誕生したことを受け、同年十一月の東部広域連合正副会長会議において、他の広域化に向けた調査研究と併せ、消防本部の統合に向けた調査研究に着手することといたしました。

これを受けまして、本年一月には東部広域連合議会議員により、千葉県山武郡市広域行政組合消防本部に、先進地視察を実施いたしましたところであり、国におきましては今国会に、将来を見据えて管轄人口を三十万人以上とする広域消防を目指した消防組織法の改正案を上程しており、これが成立いたしますと、市町村消防の広域化に向け、まず国で市町村の消防の広域化を推進するための基本指針を作成し、県では、これに基づき、消防広域化推進計画を、さらに同計画の対象となる市町村は、協議により広域化後の消防の円滑な運営を確保するた



めの広域消防運営計画を策定することとなります。

これらを踏まえた今後のスケジュールは、平成十八年度前半に基本指針、平成十八年度後半から平成十九年度に消防広域化推進計画を策定し、その後、対象市町村においては五年程度で実現を目指すこととされており。

本市では、長年の懸案でありました消防庁舎の建替えに向け、新年度より取り組むこととしておりますが、当然のことながら、このたびの消防組織法の改正との整合性を図る中、進めてまいりたいと考えております。

また、議員おたずねの東部広域連合による広域消防本部の設立につきましては、管轄人口を三十万人以上とするこのたびの消防組織法の改正により、その実現性は不透明なものになりましたので、今後、国・県の動向を見守る中、その対応を検討してまいりたいと考えております。



男女共同参画について

問 市長は所信表明で、新たな男女共同参画の段階として「男女共同参画推進計画」とその内容を明らかにしました。

これは「都留市女性プラン」策定から十年が経過し、その後の情勢の変化をふまえたものだと説明しています。そして、総合目標を、男女共同参画の基本である「人権の尊重」に置き、「協働のまちづくり」の下、行政ばかりでなく、市民、事業者の取り組みについても明示するとともに、主要項目に数値目標を取り入れ、進捗状況のチェックと事業評価、また、公表を行っていくとします。これが実行されるなら、画期的といえるのではないかと思えます。とりわけ、事業者の取り組みについて、どんなテーマを提起し、どんな数値目標を考えているのか、しかもこれを公表するというのはきわめて大胆な打ち出しであり、今の時点でその具体的な内容はあるのかというものです。

もう一つの問題は、これま

での十年の施策がどう評価されたのかということですが、評価があまりいいまま、新たな計画が打ち出されても、それは屋上屋を重ねるといふことになりかねません。私は再三にわたって指摘してきましたが、共同参画の前提は男女の平等、同権だと認識して

います。同等の立場に立たないものが協働参画などといっても、それは絵に描いた餅にすぎないとおもうからです。以前に市内事業所の男女の賃金比較を求めたことがありますが、答えはありませんでした。国際的にも日本の男女の賃金差の大きさは際立っています。多くの女性はパート労働に従事し、安い賃金に甘んじています。民間事業者ばかりでなく、市職員においても、女性管理職は増えていません。市長の任期も二期八年を経過し、三期目に入りま

た。この問題で、成果が生まれてもよい年月です。民間事業所のことではなく、市職員において男女差は縮小されているのか、同年齢の給与比較など明らかにすべきではないでしょうか。女性管理職の登用は、単に門戸を開いているだけでは決して実現せず、「十年河清きを俟つ」ことになり

かねません。

あらためて、これまでの十年をどう総括するのか、これから、掲げた積極的な目標をどのように実現していくのか、その保障はあるのかなどについて問うものです。

答 平成八年に「都留市女性プラン」を策定後、平成十二年三月には全国に先駆け、「都留市男女共同参画基本条例」を制定するとともに、平成十三年三月には「男女共同参画都市」を宣言する中で、男女間の偏見や固定的な性別役割分担意識の是正などのため、諸施策を推進してまいりました。

今議会の所信でも述べましたとおり、「都留市女性プラン」策定から十年が経過する中、少子・高齢化の進行、経済産業構造の変化など社会情勢は大きく変化し、男女ともに社会の構成員として、あらゆる分野に参加・参画していくことが益々必要となつていくことから、新たな推進計画を策定することとし、そのため、平成十七年一月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」に基づき、新たな「都留市男女共同参画推進計画」をつるハートフルプラン」を策定いたしましたところ

あります。

市民意識調査によれば、平成五年の調査に比べて、男女間の性別役割意識や、男性の家事への貢献度などにおいて、これまでの啓発事業の成果が認められるものの、職場や地域社会の中で、男女が平等であると考えている人が多いという傾向がうかがえますので、同推進計画では、男女が性別にかかわらず、ひとりの人間としてその人権が尊重される社会を目指すため、総合目標を「人権の尊重」といたしました。

市民意識調査により、賃金・仕事の内容、能力の適正な評価、昇進・昇格等において男女間の格差が認められたことから、特に、事業者に対し、男女雇用機会均等法の周知を図るとともに、市入札参加資格審査申請時における男女共同参画に関する進捗状況の調査や、入札に参加しない市内事業所に対しても、同様の調査を実施し、優良事業所に対しては表彰を行うなどの取り組みを実施することといたしております。

また、事業者に対し、賃金や職場の制度等が、男女雇用機会均等法に沿っているのかの見直しを求め、仕事と育児や

介護といった家庭においての責任を男女共に果たせるよう、育児休業・介護休業等の制度導入を働きかけるとともに、それらの制度を取得できる職場環境づくりを促進し、さらに職場における、いじめやセクシュアル・ハラスメントにつきましても、実態調査や問題が生じた際の対応策の策定を求めています。

なお、同推進計画では、平成二十七年まで、いじめやセクシュアル・ハラスメントにより被害を受ける人を〇%にしようという目標を掲げております。

議員ご指摘のとおり、市内事業所に対して、市役所が先行的事例となるべく、本市では、「都留市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」により、育児休業・看護休暇等の取得率を向上させるとともに、時間外労働等の軽減を図り、より仕事と家庭を両立しやすい環境の整備に努めております。

また、女性職員の採用及び管理職等への登用につきましても、国においても、平成十七年十二月に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第二次）」に基づき、平成三十二年までに、指導的地位に女

性が占める割合を、少なくとも三〇%程度になるよう、地方公共団体に対し要請しており、それらを踏まえ、女性の職域を拡大し、管理職等への登用を促進することとして、市職員の管理職に占める女性の割合を、現在の二・二%から平成二十七年まで、二〇%とすることを数値目標として設定しております。

職員の任用につきましては、地方公務員法第十五条に規定されている能力主義の原則に基づき、受験成績、勤務成績やその他の能力を見極めたうえで行っており、管理職につきましても、こうした、一般的な評価に加え、さらに政策的な能力、職務遂行能力、管理能力、指導力といった管理職としての適性などを多面的、総合的に評価、判断し、公平に登用することが重要と考えております。

そのため、平成十三年度から課長職昇任につきましても、「都留市職員の昇任に関する自己申告制度実施要綱」により、課長職昇任を希望する七級の主幹かつ課長補佐以上の職員から自己申告書、部長職評定票及び小論文を提出させ、民間の方にも面接採点者として参加いただき、個別

面接を経て課長職の登用を行っているところであり、また、市職員の男女間の給料比較につきましては、職員の給料は、勤務実績、職責、勤務能力に依りて、職務の級や号奉に位置づけられていることから、いちがいに男女間の比較をすることは困難であると考えられます。

本計画の推進にあたりましては、行政とともに、市民、家庭、学校、職場、地域が一体となつて取り組むこととし、地域協働のまちづくり推進会と連携し、地域に男女共同参画意識を広めるとともに、庁内においても部長・課長で組織する「都留市男女共同参画推進会議」が中心となり、総合的、計画的、効率的に計画が実行されるよう取り組んでまいりたいと考えております。



各研修後記

山梨県市議会議員研修会

二月十七日（金）に山梨市で開催されました市議会議員合同研修会に議長外十六名の議員が参加しました。県内十三市の市議会議員二百名程が参加し「地方議会議員年金制度改正の概要」他について研修を行いました。市町村合併が進むと共に、厳しい地方自治体財政状況下で、地方自治体議員の年金制度が如何にあるべきか、どのような改正が必要となってくるかなど、国で検討が進められている内容等の説明を受けたり、市議会全体としてどう対応していく必要があるなどについて研修しました。研修後、各市議会間の情報交換なども行われました。

議会運営委員会研修

二月十四日に都留市議会「議会運営委員会」の視察・研修を委員長他六名の全委員と、議長の参加を得て、静岡県伊豆の国市で行いました。

伊豆の国市は、平成十七年四月一日に韭山町、大仁町、伊豆長岡町の合併により誕生した人口約五万人の新市であり、当市役所を訪れ、市町村合併の経過や課題、合併後の議会運営、議会報（議会だより）の編集等について研修しました。

伊豆の国市の議長さんほか関係常任委員長や関係課長さんの説明を受けたり、質疑応答、意見交換など真剣な研修が行われ、今後の都留市における合併問題や議会の運営等に大いに参考になるものとなりました。

人事案件

三月二十三日の本会議において、収入役の選任、教育委員会委員の任命、監査委員の任命について、議会の同意を求める議案が上程され、それぞれ満場一致で同意されました。

収入役

○都留市つる四丁目五番十二号

渡邊好彦

昭和二十二年五月一日生

教育委員会委員

○都留市中津森一九二番地

奥秋忠夫

昭和七年一月一日生

監査委員

○都留市中央二丁目二番四号

小糸舉一

昭和七年四月五日生

議会日誌

一月

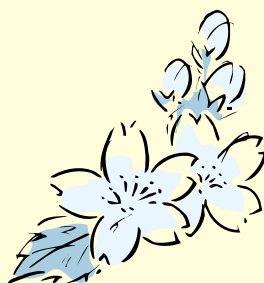
- 4日(水) 仕事初め式
- 6日(金) 大月都留広域事務組合 臨時議会
- 8日(日) 第52回都留市成人式
- 9日(月) 都留市消防出初式
- 16日(月) 議会運営委員会

二月

- 13日(月) 議会運営委員会 全員協議会
- 14日(火) 議会運営委員会視察研修 (静岡県伊豆の国市) 15日(水)
- 17日(金) 山梨県市議会議員 合同研修会 (山梨市)
- 19日(日) 公民館まつり
- 21日(火) 第125回産業経済委員会
- 28日(火) 議会運営委員会 全員協議会

三月

- 3日(金) 3月定例会 (開会)
- 9日(木) 本会議 (一般質問)
- 10日(金) 本会議 (一般質問)
- 11日(土) 都留市はつらつ鶴寿大学 卒業証書授与式
- 13日(月) 総務常任委員会 社会常任委員会
- 14日(火) 経済建設常任委員会
- 15日(水) 予算特別委員会
- 16日(木) 予算特別委員会
- 17日(金) 予算特別委員会
- 23日(木) 3月定例会 (閉会)
- 24日(金) 都留文科大学毕业式
- 29日(水) 平成18年3月山梨県自治 センター議会定例会



請願や陳情は、

早めに準備

請願や陳情を提出する際は

次の点にご注意ください。

○請願書には必ず紹介議員の署名、又は記名押印が必要です。

陳情書の場合は不要です。

○請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。

(連署名も同じ)

○内容が、例えば教育関係と道路関係が一絡のものや、福祉関係と税務関係が一絡のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しく下さい。

○提出日は、特に定めてありませんので、いつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月及び十二月)召集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されますが、それ以降は次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

次回の定例会は六月に

開会予定です。

問合せ先 議会事務局

電話 四三一一一一

内線(三〇〇・三〇一)



100

PRINTED WITH SOYINK

この議会だよりは、環境保護のため、古紙含有率100%の再生紙、大豆油インクを使用しています。

(株) 佐野印刷